

# 第4 障害者(児)に関すること



身体に障害のある方、知的障害のある方、精神疾患のある方が利用できる福祉制度の概要は次のとおりです。

## 1 障害者手帳

障害者手帳は、障害者福祉サービスを受けるための基本となるもので、障害の種別により3種類の障害者手帳があります。

### (1) 身体障害者手帳

身体に障害のある方に交付されます。

一宮市で審査・交付を行い、市の窓口でお渡しします。交付は早いもので、3週間程となります。

※障害部位別の様式による身体障害者診断書・意見書が必要です。

### (2) 療育手帳

知的に障害のある方に交付されます。

愛知県の専門機関で審査・交付を行い、市の窓口でお渡しします。交付までに1～2か月または数か月の期間を要します。

※18歳以上の方は、小学校4年生時および中学校2年生時の通知表等が必要です。

(該当学年のものがなければ、他学年のものも可)

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある方に交付されます。

愛知県の専門機関で審査・交付を行い、市の窓口でお渡しします。交付までに2～3か月または数か月の期間を要します。

※精神障害者保健福祉手帳用診断書(初診日から6か月経過のもの)または精神障害によって認定されている障害年金を受給していることが必要です。

※写真の添付を希望しない場合は、写真を省略することができます。

※障害年金等を受給していることによる申請の場合、年金証書を出来る限りお持ち下さい。

#### ◆申請に必要なもの(各手帳共通)

- ・写真(上半身縦4センチメートル×横3センチメートル)
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・各手帳(すでに手帳を交付されている場合のみ)
- ・障害者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ) 尾西庁舎 1階窓口課 7番窓口 木曾川庁舎 1階総務窓口課 4番窓口	電話 28-9017 (直通) 電話 85-8393 (直通) 電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ)	電話 28-9017 (直通)

## 2 障害者に対する手当

障害者手帳をお持ちの方には、障害の程度により、国、県、市の手当が支給されます(障害者手帳をお持ちでない方でも、支給される場合があります)。支給には申請手続きが必要です。これら各種手当の支給開始は、原則として手続きされた月の翌月分からとなります。

### (1) 特別障害者手当(国+県)(20歳以上)

著しく重度の障害の状態にあるため、常時特別の介護を必要とする方(20歳以上)に支給されます。(国)月額 27,980円

以下の方は県の加算があります。

(ア) 身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳 IQ35以下 (国+県)月額 34,830円

(イ) 身体障害者手帳1～2級または療育手帳 IQ35以下 (国+県)月額 29,030円

※病院・介護老人保健施設に入院・入所して3か月を経過している方(見込みを含む)、または特定の施設に入所している方は申請できません。一定の所得以下の方に支給されます。

#### ◆申請に必要なもの

- ・障害者本人名義の通帳
- ・身体障害者手帳、療育手帳(お持ちの方)
- ・特別障害者手当認定診断書
- ・年金改定通知書(公的年金を受給している方)
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・障害者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード
- ・配偶者・扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)(写しでも可)またはマイナンバー通知カード(写しでも可)

### (2) 障害児福祉手当(国+県)(20歳未満)

重度の障害の状態にあるため、常時介護を必要とする方(20歳未満)に支給されます。(国)月額 15,220円

以下の方は県の加算があります。

(ア) 身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳 IQ35以下 (国+県)月額 22,120円

(イ) 身体障害者手帳1～2級または療育手帳 IQ35以下 (国+県)月額 16,370円

※障害年金等を受給している方、または特定の施設に入所している方は申請できません。一定の所得以下の方に支給されます。

#### ◆申請に必要なもの

- ・障害者本人名義の通帳
- ・身体障害者手帳、療育手帳(お持ちの方)
- ・障害児福祉手当認定診断書(不要な場合もあります)
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・障害者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード
- ・配偶者・扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)(写しでも可)またはマイナンバー通知カード(写しでも可)

### (3) 在宅重度障害者手当(県)

(1)(2)に該当しない方で、次の障害のある方に支給されます。

(ア) 身体障害者手帳 1級または2級 と 療育手帳 A判定 (IQ35以下)の合併症  
月額 15,500円

(イ) 身体障害者手帳 1級または2級  
療育手帳 A判定 (IQ35以下)  
身体障害者手帳 3級 と 療育手帳 B判定 (IQ50以下) の合併症  
月額 6,750円

※(イ)の場合、平成20年4月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した方は除きます。等級変更の場合も当初の手帳取得の年齢が65歳以上の方は除きます。一定の所得以下の方に支給されます。

#### ◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳
- ・障害者本人名義の通帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類  
※特定の施設に入所している方には支給されません。  
※病院に入院して3か月を経過している方(見込みを含む)には支給されません。

### (4) 障害者手当(市)

次の障害のある方に支給されます。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	被爆者健康手帳	手当月額
1級 2級	A判定	1級		4,000円
3級	B判定	2級		2,500円
4級	C判定	3級	所持者	1,500円
5級 6級				1,000円

#### ◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳または被爆者健康手帳
  - ・障害者本人名義の通帳
  - ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類  
※特定の施設に入所している方には支給されません。
- ・65歳以上の方で新たに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳の申請をされた方は、一宮市障害者手当の支給対象外となります。ただし令和2年7月31日以前から、一宮市障害者手当を受給していた方は、65歳以上であっても引き続き受給できます。

## (5) 特別児童扶養手当(国)

身体、知的または精神に、重度・中度の障害がある児童を監護している父母または父母に代わってその児童を監護している方に支給します。

### ◆支給要件

(ア) 1級(重度)…療育手帳Aまたは身体障害者手帳 1級または2級

月額 53,700円

(イ) 2級(中度)…療育手帳Bまたは身体障害者手帳 3級または4級の一部

月額 35,760円

※児童が障害年金等を受給している、または特定の施設に入所している場合は申請できません。一定の所得以下の方に支給されます。

### ◆支給期間

児童が20歳未満の間

### ◆申請に必要なもの

請求者および対象児童の戸籍全部事項証明書(謄本)、特別児童扶養手当認定診断書などが必要です。詳しくは下記の間合せ先までお尋ねください。

◆申請	本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ) 尾西庁舎 1階窓口課7番窓口 木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話28-9017(直通) 電話85-8393(直通) 電話84-0006(直通)
◆間合せ先	本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)	電話28-9017(直通)

### 3 障害福祉サービス・地域生活支援サービス・障害児通所サービス

障害のある方が、その能力や適性に応じて自立して生活することができるようにいろいろなサービスを利用することができます。障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービスと地域の実情に応じて提供される地域生活支援サービス、児童福祉法に基づく障害児通所サービスがあり、障害福祉サービスには、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付の3種類の給付があります。(次ページ図1参照)

サービスの種類により次の流れで利用します。

<b>介護給付</b> (以下、 <b>介</b> )	18歳以上の方	①→②→③→④→⑤→⑥→⑦
	18歳未満の方	①→②→⑤→⑥→⑦
<b>訓練等給付</b> (以下、 <b>訓</b> )、 <b>地域相談支援給付</b> (以下、 <b>相</b> )		①→②→③→⑤→⑥→⑦
<b>障害児通所サービス</b> (以下、 <b>通</b> )		①→②→⑤→⑥→⑦
<b>地域生活支援サービス</b> (以下、 <b>地</b> )		①→⑥→⑦

#### ① 利用申請

(1)から(6)についてまとめて申請します。(P104～106参照)

#### ② サービス等利用計画案の作成依頼

心身の状況やサービス利用に関する意向をもとに、指定特定相談支援事業者(P139参照)にサービス等利用計画案の作成を依頼します。

#### ③ 訪問調査

認定調査員がご自宅などへ訪問し、心身の状況など80項目について聞き取り調査を行います。

#### ④ 障害支援区分の判定

③の調査および主治医の意見書(一部項目)によるコンピューターの判定、調査の特記事項、主治医の意見書に基づき審査会で障害支援区分1～6又は非該当を判定します。

#### ⑤ サービス等利用計画案の提出

②で作成されたサービス等利用計画案を障害福祉課へ提出していただきます。

#### ⑥ 支給決定

障害支援区分、サービスの種類、支給量などを記載した障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援サービス受給者証が交付されます。

#### ⑦ 契約・利用

受給者証をサービス事業所に提示し、契約を交したうえでサービスを利用します。

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ)	電話 28-9134 (直通)
	尾西庁舎 1階窓口課 7番窓口	電話 85-8393 (直通)
	木曾川庁舎 1階総務窓口課 4番窓口	電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ)	電話 28-9134 (直通)

# 自立支援給付事業

障害者総合支援法の事業

## 障害福祉サービス

### 介護給付

生活上又は療育上必要な介護などの支援を行います。

- (訪問系サービス)
  - ・ 居宅介護
  - ・ 重度訪問介護
  - ・ 同行援護
  - ・ 行動援護
  - ・ 重度障害者等包括支援
- (日中活動系サービス)
  - ・ 療養介護
  - ・ 生活介護
- (居住系サービス)
  - ・ 施設入所支援
- (その他サービス)
  - ・ 短期入所

### 地域相談支援給付

地域で安心して暮らすための相談などの支援を行います。

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

身体障害者

知的障害者

精神障害者

難病患者

障害児

### 訓練等給付

自立や就労に向けた訓練などの支援を行います。

- (日中活動系サービス)
  - ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)
  - ・ 就労移行支援
  - ・ 就労継続支援(A型、B型)
- (居住系サービス)
  - ・ 共同生活援助(グループホーム)
- (その他サービス)
  - ・ 就労定着支援
  - ・ 自立生活援助

### 自立支援医療

障害の状態を軽減するための医療の給付を行います。

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

### 補装具費の支給

補装具の購入や修理の費用を給付します。

## 障害児通所給付事業

児童福祉法の事業

### 障害児通所サービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

## 地域生活支援事業

一宮市の地域性に応じた事業

### 地域生活支援サービス

- ・ 移動支援
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 日中一時支援

### その他の事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 意思疎通支援
  - 手話通訳者派遣、要約筆記者派遣
- ・ 日常生活用具の給付
- ・ その他(移動入浴、自動車改造など)
- ・ 視覚障害者歩行訓練事業

## (1) 訪問系サービス

ヘルパーが自宅等で提供するサービスです。

### **居宅介護 介**

自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事の援助、通院の際の介助などが行われます。

### **重度訪問介護 介**

重度の肢体不自由者、知的障害または精神障害により行動障害を有し、常に介護を必要とする方に、自宅での身体介護、家事援助、見守り、外出時の移動などの支援が行われます。

### **同行援護 介**

視覚障害者の方に対し、外出時の同行支援や、視覚的情報の支援等が行われます。

### **行動援護 介**

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害または精神障害のある方に危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護などが行われます。

### **重度障害者等包括支援 介**

常時介護を要する方で介護の必要度の著しく高い方に対し、障害福祉サービスが包括的に提供されます。

### **移動支援 地**

社会生活上必要な外出や、余暇のための外出の際に同行の支援が行われます。

## (2) 日中活動系サービス

18歳以上の方に、昼間、施設等で介護や生産活動の支援が行われます。

### **療養介護 介**

医療と介護が必要な方に、機能訓練、療養管理、看護、医学的な管理の下での介護や日常生活の世話などが実施されます。

### **生活介護 介**

入浴・排せつ・食事などの介護が行われ、創作的活動、生産活動の機会が提供されます。

### **自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練) 訓**

日常生活や社会生活で自立できるように、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練が行われます。

### **就労移行支援 訓**

一定期間、一般就労に必要な知識の習得、能力向上のために必要な訓練が行われます。

### **就労継続支援(A型・B型) 訓**

一般企業等への就労が困難な方に働く場が提供され、知識および能力向上のために必要な訓練が行われます。

### **地域活動支援センター 地**

創作的活動や生産活動の機会が提供され、社会との交流活動などが行われます。

### (3) 居住系サービス

夜間や休日に施設などで日常生活の支援が行われます。

#### **施設入所支援 介**

障害者支援施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援などが行われます。

#### **共同生活援助 訓**

グループホームに入居し、日常生活の支援が行われます。

### (4) その他のサービス

#### **短期入所 介**

介護する人が病気などで介護できない場合に、短期間、施設に入所して、入浴、排せつ、食事などの介護が行われます。

#### **就労定着支援 訓**

就労移行支援等を利用して一般企業へ就労した方に、一定期間、就労の継続を図るための相談等が行われます。

#### **自立生活援助 訓**

障害者支援施設等を退所、または精神科病院を退院して一人暮らしへ移行した方等に自立した日常生活を営むための定期巡回や随時訪問、相談等が行われます。

#### **日中一時支援 地**

介護する人が病気などで介護できない場合に、事業所に通い、日中、入浴、排せつ、食事などの介護が行われます。

#### **児童発達支援 通**

未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に、日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などが行われます。

#### **医療型児童発達支援 通**

肢体不自由児に、児童発達支援を行うとともに、機能訓練や医学的な管理の下での支援が行われます。

#### **放課後等デイサービス 通**

就学している障害のある児童や障害が疑われる児童に、放課後や休業日に生活能力の向上の訓練や社会との交流促進の支援が行われます。

#### **居宅訪問型児童発達支援 通**

重度の障害により外出が困難な児童に、居宅を訪問して日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練などが行われます。

#### **保育所等訪問支援 通**

保育所や学校等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援が行われます。

### (5) 地域相談支援

#### **地域移行支援 相**

障害者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している精神障害者の方等に、地域生活に移行するための住居の確保やサービス利用に関する相談等が行われます。

#### **地域定着支援 相**

単身等で生活する障害者の方に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対する訪問や相談等が行われます。



## (6) 利用者の負担

サービスを利用した際に必要な費用の1割は利用者が負担(地域移行支援および地域定着支援を除く)しますが、いろいろな軽減策が講じられています。

### (ア) 負担上限月額の設定

利用者負担額に月ごとの上限を設定します。負担上限月額を超える負担はありません。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般 1	市民税課税世帯で所得割額が28万円未満の障害児	4,600円
	市民税課税世帯で、所得割額が16万円未満の障害者(20歳以上の施設入所者を除く)および所得割額が28万円未満の20歳未満の施設入所者	9,300円
一般 2	一般1以外の市民税課税世帯の方	37,200円

※世帯の範囲

18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く) 障害のある方とその配偶者

18歳未満の障害児(施設に入所する18、19歳を含む) 保護者の属する世帯全員

### (イ) 補足給付

入所施設における食費や光熱水費などの実費負担分を軽減するため、生活保護世帯と低所得世帯の方に、収入に応じ一定額が給付されます。

### (ウ) 生活保護への移行防止

生活保護を受給する必要がなくなるよう、負担上限月額などを引き下げます。

### (エ) 通所サービス等の食費軽減

通所によるサービスや短期入所を利用する場合、所得区分の生活保護、低所得および一般1の世帯に属する方については、食費負担額が軽減される場合があります。

### (オ) グループホーム利用者の家賃助成

グループホームを利用する場合、所得区分の生活保護、低所得世帯に属する方については、月額1万円(家賃額が1万円未満の場合は家賃額)を上限に家賃の助成がされます。

### (カ) 障害児通所給付費について

第2子以降については、児童発達支援等の利用者負担額が軽減される場合があります。

なお、満3歳になって初めての4月1日から3年間は児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。

### ◆申請に必要なもの

- ・本人の収入の状況がわかるもの(補足給付を受ける方のみ)
- ・障害者本人(※)のマイナンバー(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード
- (※)障害児の場合は保護者(申請者)のマイナンバーも必要となります。

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ) 尾西庁舎 1階窓口課 7番窓口 木曾川庁舎 1階総務窓口課 4番窓口	電話 28-9134 (直通) 電話 85-8393 (直通) 電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ)	電話 28-9134 (直通)

## (7) 利用者の負担の軽減

支払った利用者負担の一部が戻され、利用者の負担が軽減されます。いずれも申請が必要です。

### (ア) 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費の支給

「障害福祉サービス」または「障害児(通所・入所)給付費事業」の利用に際し、利用者負担金が発生する方で次のいずれかに該当する場合、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費として支給されます。

- ①同一の障害児が障害福祉サービスと障害児(通所・入所)給付費事業を利用するか、もしくは障害児の兄弟が上記サービスを異なって利用し、その利用者負担額の合計額が受給者証の負担上限月額(前ページの表の額)を超える場合。
- ②同一の月において、同一世帯(18歳以上の障害者:本人・配偶者、18歳未満の障害児:住民票上の世帯)で障害福祉サービス、補装具の購入又は修理に要した費用、介護保険サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援にかかる利用者負担額の合算額の内、37,200円を超えて負担した場合。

また、65歳に達する日の前5年間、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていた方で利用者とその配偶者が市民税非課税者又は生活保護受給者等一定要件を満たす場合、その障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担分を高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。

### (イ) 高額地域生活支援サービス費の支給

市民税課税世帯の方で、同一の月に次の負担がある方に相当額が支給されます。

- ①地域生活支援サービスで支払った利用者負担の合計が受給者証の負担上限月額(前ページの表の額)を超えたとき
- ②障害福祉サービス、補装具の購入または修理、介護保険サービス、障害児通所支援および障害児入所支援とともに地域生活支援サービスを利用し、37,200円を超えて利用者負担を支払ったとき

### (ウ) 就学前児童発達支援事業等利用者負担金給付事業

就学前の児童が、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援および保育所等訪問支援を利用した場合に保護者が負担した利用者負担金相当額を給付します。ただし、高額障害児通所給付費を受給している場合はこれを控除した額とします。

### ◆申請に必要なもの

- ・支給決定を受けた受給者本人名義の通帳、サービス利用に係る領収書
- ・障害児入所支援利用者は県の交付する受給者証が必要です。
- ・(ア)については、支給決定を受けた受給者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード、介護保険被保険者証(介護保険サービス利用者のみ)も必要です。

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ) 尾西庁舎 1階窓口課 7番窓口 木曾川庁舎 1階総務窓口課 4番窓口	電話 28-9147 (直通) 電話 85-8393 (直通) 電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ)	電話 28-9147 (直通)

## 4 補装具費の支給

日常生活において、体の不自由な部分を補うために必要な用具を補装具といい、補装具の購入または修理にかかる費用の一部が支給されます。

利用者は、原則として費用または基準額の1割の負担が必要ですが、所得に応じて一定の負担上限月額が設定され、これを超える負担はありません。**(下表参照)**なお、18歳以上の方で、本人または配偶者の市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合、18歳未満の方で同一世帯内に市民税所得割額が46万円以上ある方がいる場合、また、すでに同一用具の支給を受けていて耐用年数が経過していない方は、補装具費の支給の対象になりません。**支給(購入)・修理前に申請が必要です。**

### (1)補装具の種類

その障害の種類や程度により異なっており、おおむね次のようなものがあります。

- ① 視覚障害者…視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
- ② 聴覚障害者…補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)
- ③ 肢体不自由者…義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
- ④ 両上下肢の機能全廃かつ言語機能喪失の者…重度障害者用意思伝達装置

これらの補装具費(購入費、修理費)の支給に際しては、労働災害補償、医療保険等の適用が優先されます。また、介護保険対象者については介護保険の給付対象である福祉用具は原則として介護保険の保険給付を受けていただくこととなります。

※ 重複品目： 車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ

### (2)利用者の負担

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般	市民税課税世帯の方	37,200円

※ 世帯の範囲 18歳以上の障害者 障害のある方とその配偶者  
18歳未満の障害児 保護者の属する世帯全員

### ◆申請に必要なもの

- ・見積書
- ・医師意見書(必要のない場合もあります)等
- ・身体障害者手帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・障害者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード

◆申請	本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ) 尾西庁舎1階窓口課7番窓口 木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話28-9017(直通) 電話85-8393(直通) 電話84-0006(直通)
◆問合せ先	本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)	電話28-9017(直通)

## 5 自立支援医療

自立した日常生活、社会生活を営むうえで心身の障害の状態を軽減するための医療が必要な方に自立支援医療費が支給されます。

自立支援医療には、更生医療・精神通院医療・育成医療があります。  
事前に認定を受け、受給者証を提示して受診します。

### (1) 更生医療

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方が、日常生活の向上や機能回復のために受ける医療です。対象となる医療の主な種類は次のとおりです。

- ・手足や体の障害…関節を動かせるようにする関節形成術など
- ・視覚障害…角膜混濁による視力の低下を防ぐ移植手術など
- ・聴覚障害…外耳の変形や狭窄、閉鎖に対する形成手術など
- ・言語障害…唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害など
- ・心臓障害…心房中隔欠損症や僧帽弁狭窄に対する手術など
- ・腎臓障害…慢性腎不全患者に対する血液透析療法や腎臓移植手術など
- ・小腸障害…小腸切除等によって行われる中心静脈栄養法
- ・肝臓障害…肝臓移植術および免疫抑制療法
- ・免疫障害…免疫機能障害に対する薬物療法など

### (2) 精神通院医療

精神疾患のある方が、継続的な外来治療を受ける場合に支給されます。精神障害者保健福祉手帳のない方も利用できます。

### (3) 育成医療

身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その障害の除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。対象となる障害と標準的な治療例は次のとおりです。

- ・視覚障害…白内障、先天性緑内障
- ・聴覚障害…先天性耳奇形に対する形成術、人工内耳埋込術など
- ・言語障害…口蓋裂等に対する形成術、唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者に対する歯科矯正
- ・肢体不自由…先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病(骨軟化症)等に対する関節形成術、関節置換術、および義肢装着のための切断端形成術など
- ・心臓障害…先天性疾患に対する弁口、心室心房中隔に対する手術、後天性心疾患に対するペースメーカー埋込み手術、心臓移植術(抗免疫療法含む)
- ・腎機能障害…人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法含む)
- ・小腸機能障害…中心静脈栄養法
- ・肝臓機能障害…肝臓移植術および術後の抗免疫療法
- ・免疫機能障害…免疫機能障害に対する薬物療法など

#### (4) 利用者の負担

原則として費用または基準額の1割を負担しますが、次の負担上限月額が設定され、これを超える負担はありません。

所得区分	世帯の収入状況	重度かつ継続	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得1	市民税非課税世帯で本人の収入が80万円以下		2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で本人の収入が80万円を超える		5,000円
中間所得1	市民税所得割額が3.3万円未満	該当	5,000円
		非該当	医療保険の自己負担限度額
中間所得2	市民税所得割額が3.3万円以上23.5万円未満	該当	10,000円
		非該当	医療保険の自己負担限度額
一定所得以上	市民税所得割額が23.5万円以上	該当	20,000円
		非該当	対象外

##### ※重度かつ継続

- ・医療保険の高額療養費の手続きを年3回以上した方
- ・更生医療 腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害の方
- ・精神通院医療 ①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等脳機能障害、薬物関連障害の方  
②3年以上経験のある精神科医師が、集中的・継続的な治療が必要と判断した方
- ・育成医療 腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)の方

※世帯の範囲 同一健康保険に加入している家族

※育成医療の中間所得区分については、重度かつ継続の該当・非該当にかかわらず、負担上限月額は、該当として設定します。

##### ◆申請に必要なもの

- ・前年の本人の収入の状況がわかるもの
- ・市民税課税証明書(年途中転入者)
- ・健康保険証
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・本人のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード
- ・本人と同一健康保険加入者全員のマイナンバーカード(個人番号カード)(写しでも可)またはマイナンバー通知カード(写しでも可)
  - ・更生医療 要否判定意見書(3か月以内のもの)
  - ・精神通院医療 精神通院用診断書(3か月以内のもの)
  - ・育成医療 自立支援医療(育成医療)意見書(3か月以内のもの)

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ)	電話 28-9017 (直通)
	尾西庁舎 1階窓口課 7番窓口	電話 85-8393 (直通)
	木曾川庁舎 1階総務窓口課 4番窓口	電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口 (障害福祉課障害福祉グループ)	電話 28-9017 (直通)

## 6 難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)に基づく特定医療費助成制度

原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病(指定難病)の治療に係る以下の対象医療費の自己負担分の一部または全部を公費で負担するものです。

なお、特定医療費助成制度は国の制度であり、愛知県が審査を行います。

### ◆対象者

指定難病にかかっていると認められる方のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 症状の程度が厚生労働省の定める基準を満たす方
- (2) (1)に該当しない場合であって、支給認定申請を行った月以前の12か月以内に指定難病にかかる医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある方(軽症高額該当)

### ◆新規申請に必要なもの

- ・診断書(臨床調査個人票)(診断書を作成できるのは都道府県または政令指定都市が指定した医師に限られます)
- ・住民票(世帯全員で続柄の分かるもの)
- ・健康保険証(対象者が加入している医療保険等より必要となる範囲が異なります)
- ・所得課税(非課税)証明書等課税状況が確認できる書類(対象者が加入している医療保険等より必要となる範囲が異なります)
- ・対象者のマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード
- ・医療機関の領収書(軽症高額に該当される方)

そのほか上記以外の書類が必要な場合があります。詳しくは下記の間合せ先までお尋ねください。

### ◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

## 7 日常生活用具の給付

日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付、住宅改修の費用の助成を行います。(耐用年数以内のものは、原則として自費での修理となります。)

**購入・改修の前に申請が必要です。**

### (1) 日常生活用具の種類と要件

種目	要件等			基準額	耐用年数
特殊寝台 ㊦	下肢・体幹 2 級以上、難病	18 歳～	在宅	200,000 円	8 年
特殊マット ㊦	下肢・体幹 1 級(17 歳以下は 2 級以上)、知的重度以上、難病	3 歳～	在宅	19,600 円(5 万円加算有)	5 年
特殊尿器 ㊦	下肢・体幹 1 級、難病	6 歳～	在宅	67,000 円	5 年

種目	要件等			基準額	耐用年数
入浴担架	下肢・体幹 2 級以上、難病	3 歳～	在宅	82,400 円	5 年
体位変換器 ㊦	下肢・体幹 2 級以上、難病	6 歳～	在宅	15,000 円	5 年
移動用リフト ㊦	下肢・体幹 2 級以上、難病	3 歳～	在宅	159,000 円	4 年
移動用リフトのつり具部分㊦	下肢・体幹 2 級以上、難病	3 歳～	在宅	50,000 円	3 年
訓練いす	下肢・体幹 2 級以上、難病	3～17 歳	在宅	33,100 円	5 年
訓練用ベッド	下肢・体幹 2 級以上、難病	6 歳～	在宅	200,000 円	8 年
入浴補助用具 ㊦	下肢・体幹、難病	3 歳以上または身長 81 cm 以上	在宅	90,000 円	8 年
便器 ㊦	下肢 4 級・体幹 3 級以上、難病	6 歳～	在宅	10,000 円	8 年
T 字状・棒状のつえ	平衡・移動、下肢・体幹、難病	—	—	4,410 円	3 年
電子式歩行補助具	視覚障害 2 級以上	6 歳～	—	79,000 円	5 年
移動・移乗支援用具 ㊦	平衡、下肢・体幹、難病	3 歳～	在宅	60,000 円	8 年
頭部保護帽	平衡移動、下肢体幹、知的、精神、難病	—	—	29,400 円	3 年
特殊便器	上肢 2 級・知的重度以上、難病	6 歳～	在宅	151,200 円	8 年
火災警報器	身体 2 級・知的重度・精神 1 級、難病㊦	—	在宅	15,500 円×2	8 年
自動消火器	身体 2 級・知的重度・精神 1 級、難病㊦	—	在宅	28,700 円	8 年
電磁調理器	視覚 2 級・知的重度以上㊦	18 歳～	在宅	41,000 円	6 年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚 2 級以上	6 歳～	在宅	7,000 円	10 年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚 2 級以上㊦	18 歳～	在宅	87,400 円	10 年
透析液加温器	腎臓 3 級以上	3 歳～	在宅	51,500 円	5 年
ネブライザー	呼吸器 3 級以上か同程度、難病	—	在宅	36,000 円 (両用器 63,000 円)	5 年
電気式たん吸引器	呼吸器 3 級以上か同程度、難病	—	在宅	56,400 円 (両用器 63,000 円)	5 年
パルスオキシメーター	在宅酸素療法を行う者または人工呼吸器の装着が必要な者	—	在宅	40,000 円	5 年
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚 2 級以上㊦	6 歳～	在宅	9,000 円	5 年
視覚障害者用体重計	視覚 2 級以上㊦	18 歳～	在宅	18,000 円	5 年
自家発電機等	常時人工呼吸器の装着が必要な者	—	在宅	100,000 円	10 年
携帯用会話補助装置	音声・言語、肢体不自由	6 歳～	—	98,800 円	5 年
情報・通信支援用具	視覚・上肢 2 級以上視覚上乗せ有	6 歳～	在宅	100,000 円	6 年
点字ディスプレイ	視覚と聴覚が 2 級以上または視覚障害 2 級以上	—	在宅	383,500 円	6 年
点字器(①標準型②携帯型)	視覚	—	—	①10,712 円 ② 7,416 円	①7 年 ②5 年
点字タイプライター	視覚 2 級以上㊦	—	在宅	63,100 円	5 年
視覚障害者用ポータブルレコーダー(①録音再生②再生専用)	視覚 2 級以上	6 歳～	—	①85,000 円 ②35,000 円	6 年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚 2 級以上	6 歳～	—	99,800 円	6 年
視覚障害者用拡大読書器	視覚、難病	6 歳～	一部在宅	198,000 円	8 年
視覚障害者用時計(①触読式②音声式)	視覚 2 級以上	18 歳～	—	①10,300 円 ②13,300 円	10 年
聴覚障害者用通信装置	聴覚、発声・発語、難病	6 歳～	在宅	30,000 円	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	—	在宅	88,900 円	6 年
人工喉頭(①笛式②笛式気管カニューレ付③電動式)	音声(喉頭摘出)	—	—	① 5,150 円 ② 8,343 円 ③72,203 円	①4 年 ②4 年 ③5 年
ストーマ装具(消化器系)	直腸	—	—	月 8,858 円	—

種目	要件等			基準額	耐用年数
洗腸用具	直腸	—	—	6か月単位で 12,000円	—
ストーマ装具(尿路系)	膀胱	—	—	月 11,639円	—
紙おむつ等(①紙おむつ②脱脂綿・サラン・ガーゼ)	排便・排尿	3歳～	—	月 12,000円	—
収尿器	下肢・体幹、難病	—	—	8,755円×2	1年
点字図書	視覚	—	—	—	—

※㊸は世帯条件あり。㊹は就労・就学などの条件あり。㊺は介護保険の福祉用具と重複する品目。「在宅」は、在宅(有料老人ホーム・グループホームに入所中の者を含む)であること。近日中に病院・診療所・福祉施設等を退院・退所予定の場合を含む。

※このほかにも要件がある場合があります。

※点字図書については、原則として1人につき一年度に6タイトルまたは24巻を限度とします。また、本の代金のみが自己負担となります。

## (2) 障害者住宅リフォーム

障害者の居宅や玄関から道路までの通路等の段差解消、手すりの取付け、床材の変更、扉の取替え、便器の取替えおよびそれに付帯して必要となる工事

◆対象者 在宅の6歳以上の身体障害者で、原則1回限り

### (ア) 肢体不自由児者住宅リフォーム

- ① 下肢・体幹機能障害3級以上の方
- ② 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害3級以上(移動機能障害に限る)の方
- ③ 特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の方

### (イ) 視覚障害者住宅リフォーム

視覚障害3級以上の方

### (ウ) 難病患者等住宅リフォーム

下肢・体幹機能または視覚に障害がある難病患者等の方で、医師の意見書により住宅の改修が必要と認められる方

### (エ) 重度身体障害者住宅リフォーム加算

下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害・視覚障害により、身体障害者手帳2級以上で居住者全員の市民税が非課税等である方  
※(ア)または(イ)と同時申請に限ります。

◆基準額 (ア)(イ)(ウ) 20万円、(エ) 30万円

これらの日常生活用具等の給付に際しては、市が定めた「日常生活用具基準額」の範囲内となります。原則として費用または基準額の1割の負担が必要ですが、所得に応じて一定の負担上限月額が設定され、これを超える負担はありません。(P108表参照)

なお、世帯内に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合(世帯の範囲は、18歳以上の障害者については障害のある方とその配偶者、18歳未満の障害児については保護者の属する世帯全員)や、すでに同一用具の支給を受けていて耐用年数が経過していない場合は、日常生活用具費の支給の対象になりません。また、介護保険対象者は介護保険の給付対象である福祉用具については原則として介護保険の保険給付を受けていただくこととなります。



※介護保険と重複する品目：便器、特殊寝台、体位変換器、移動用リフト、移動用リフトのつり具部分、特殊尿器、特殊マット、移動・移乗支援用具、入浴補助用具、障害者住宅リフォーム

◆申請に必要なもの

- ・見積書(住宅改修の場合は工事図面・改善前改善後の見取図・工事着工前の写真添付)
- ・カタログ(コピー可)
- ・身体障害者手帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・意見書等

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)	電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

## 8 日常生活用具の給付(小児慢性特定疾病児童)

在宅で療養が可能な、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた方に対して、日常生活の便宜を図ることを目的として日常生活用具を給付します。ただし、頭部保護帽、ストーマ装具(消化器系)及びストーマ装具(尿路系)の給付を希望される方については、入院中又は施設入所中の方も対象となります。

物品に応じて、基準額や耐用年数が定められています。**購入する前に申請が必要です。**

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900 円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560 円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320 円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400 円	8年

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000 円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000 円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700 円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500 円	5年
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440 円	6年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380 円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040 円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000 円	—
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580 円 (同一年度における給付上限額)	—
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600 円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250 円	5年
ストーマ装置(消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520 円 (同一年度における給付上限額)	—
ストーマ装置(尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160 円 (同一年度における給付上限額)	—
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700 円 (同一年度における給付上限額)	—

障害者総合支援法による日常生活用具給付事業の対象となる場合は、支援法での給付を優先します。(併給はできません。)

世帯の所得に応じて自己負担がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書、意見書、見積書、カタログ(写し)、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所・問合せ先

保健所 保健総務課(総務企画グループ) 電話52-3851

## 9 その他の地域生活支援サービス

### (1) 意思疎通支援事業

#### (ア) 手話通訳者設置事業

市役所に来庁する聴覚障害者の方に対し、手話通訳者が市職員との間に入って円滑なコミュニケーションを図ります。

テレビ電話を利用して、尾西庁舎、木曾川庁舎、市保健所、中保健センター、西保健センター、北保健センターの各窓口と手話通訳者を結び手話通訳サービスを行っています。

#### ◆設置場所・開設日時

○本庁舎2階 障害福祉課内 電話28-9017(直通)、FAX73-9124

開設日:月～金曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

開設時間:午前10時～午後3時(正午～午後1時まで休み)

#### (イ) 手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業

意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者等を派遣(要約筆記を含む)し、障害者等とその他の者の意思の疎通の仲介をします。

#### ◆対象者 市内に在住の聴覚障害者等

#### ◆対象

公的機関、金融機関等への相談・手続き、医療機関における診察・検診、公共職業安定所等の職業斡旋・就職活動、小中学校等行事への参加など教育に関すること、自治会等公的な会合への参加、冠婚葬祭等の日常生活および社会生活上必要な用務(ただし、主催者がある事業に参加するなど認められない場合があります。)

#### ◆派遣範囲 原則、愛知県全域および岐阜県の一部(岐阜市、各務原市、笠松町、岐南町)

#### ◆利用料 無料

#### ◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)

電話28-9017(直通)・FAX73-9124

## (2) 障害者相談支援事業

相談支援を必要とする障害者及びその家族の方のさまざまな相談に対し、電話・面接・訪問等により総合的に対応します。

\* サービス利用計画はP139 の相談支援事業所「特定」で、児童の場合は「障害児」で作成します。

### ◆相談場所

障害者相談支援センター名	所在地	電話・ファックス	担当地区
あすか	千秋町一色字東出16	電話 81-7260 FAX 85-7279	西成・浅井町・千秋町
ゆんたく	大和町馬引字郷裏42	電話 64-5882 FAX 64-5852	萩原町・起・小信中島・三条・大徳・朝日・開明
やすらぎ	奥町字下口西72-1	電話 83-0881 FAX 83-0882	宮西・今伊勢町・奥町
ピース	大和町福森字馬引境 17-1	電話 46-5009 FAX 85-7725	丹陽町・大和町
夢うさぎ	木曾川町外割田字西郷西151 きそがわ作業所隣接	電話 86-4003 FAX 87-7195	葉栗・北方町・木曾川町
いちのみや	東五城字備前12(尾西庁舎) 社会福祉協議会尾西支部内	電話 62-8678 FAX 63-4802	貴船・神山・大志・向山・富士

### ◆相談日時

開設日:月～金曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

開設時間:午前9時～午後5時

※上記以外の時間については下記の電話のみで対応しています。受付体制に限りがありますので、原則30分までの対応とさせていただきます。

【休日夜間相談窓口】 電話:0120-10-8618(IP電話は対応できません)

### ◆問合せ先

本庁舎2階28番窓口(福祉総務課福祉総合相談室) 電話28-9145(直通)

## (3) 移動入浴サービス事業

家庭で入浴が困難な重度身体障害者に対して、自宅に簡易バスを持ち込んで入浴していただくサービスを1か月に9回まで行っています。

◆利用者の負担 1か月に3回まで無料、4～9回目は1回につき 1,250円

### ◆申請に必要なもの

- 移動入浴サービス申請書(主治医による移動入浴可能の確認が必要)
- 移動入浴サービス利用承諾書(誓約書)
- 認め印
- 窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆注意 介護保険対象者および既に入浴用介護リフトの給付を受けている方は除きます。

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

(4) 自動車改造、自動車運転免許証取得費助成事業

身体障害者手帳の交付を受けた方が、就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車を、運転免許証に付された条件に合うよう改造を行う場合に要する費用や、就労等に伴い、普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

◆対象者

・自動車改造…自動車運転免許証に改造箇所に係る条件を付された身体障害者のうち、過去5年間にこの助成を受けていない方(所得制限があります。)

※改造前に申請が必要です。

・自動車運転免許証取得…身体障害者手帳をお持ちの方(視覚障害のある方を除く)

※免許取得日から申請日まで引き続き一宮市の住民基本台帳に記録されている方で、免許取得後6か月以内に申請が必要です。

◆助成額

自動車改造費、自動車運転免許証取得費(取得費の2/3以内)助成、それぞれ上限額は100,000円

◆申請に必要なもの

・自動車改造…申請書、見積書、自動車運転免許証(改造箇所に係る条件を付されたもの)、身体障害者手帳、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類〔決定後〕決定通知書、改造完了届、領収書、自己の所有する車両である事が確認できる書類の写し、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

・自動車運転免許証取得…申請書、自動車運転免許証、免許取得に要した経費を明らかにしたもの、身体障害者手帳、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9147(直通)

(5) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分なため、不利益を被る恐れがある知的障害者、精神障害者に対して、市長による後見等審判開始等の申立てやその費用及び成年後見人等の報酬の全部または一部の助成をします。

◆利用対象者

市内に住所を有する65歳未満の方で、身よりのない、または親族の支援が期待できない重度の知的障害者、精神障害者で民法第7条、第11条、第15条第1項に規定する審判の請求が必要と認められる方

◆申請場所・問合せ先

①申立てやその費用に関すること

本庁舎2階28番窓口(福祉総務課福祉総合相談室) 電話28-9145(直通)

②報酬の助成に関すること

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ) 電話85-7698(直通)

(6) 精神障害者家族相談事業

精神に障害のある方やその家族が、同じ悩みや苦しみを経験したピア(仲間)から、様々な問題に対して助言を得ることによって、孤立無援感を和らげ、安定した地域生活を送ることができるよう支援します。

◆利用対象者

市内在住の精神に障害がある方やその家族

◆相談窓口

場所:ききょう会館(一宮市音羽1丁目5-17)4階 相談室

開催日時:毎週月曜日と水曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)の  
午前10時から午後3時まで

相談方法:電話での相談と面会での相談(面会は予約制)にて対応します。

電話相談、面会予約は開催日時中に次の電話番号までお願いします。

電 話:73-0505(ききょう会館4階相談室)

◆問合せ先

本庁舎2階28番窓口(福祉総務課福祉総合相談室) 電話28-9145(直通)

(7) 視覚障害者歩行訓練事業

視覚に障害のある方が、生活圏内を白杖を使って外出できるように、歩行訓練士が自宅などに出向き、実情に合わせた歩行訓練を行います。

◆利用対象者

市内在住の視覚障害の等級が認定されている身体障害者手帳をお持ちの方

◆申請に必要なもの

・身体障害者手帳

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)

電話28-9134(直通)・FAX73-9124

## 10 障害者総合支援法以外の障害者サービス

障害者総合支援法事業以外に障害のある方が住み慣れた地域で生活するために、その障害の程度、種類等により、色々な在宅サービスを利用することができます。なお、サービスの種類によっては、利用負担金が必要であったり、介護保険制度が優先されたりする場合があります。

### (1) 寝具洗濯乾燥事業

寝たきり等の重度身体障害者に快適な生活を送っていただくため、布団と毛布の洗濯乾燥サービスを行います。

◆利用者の負担 無料

◆実施時期 6・9・12・3月の年4回

#### ◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

#### ◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)	電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)

#### ◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

### (2) 配食サービス事業

ひとり暮らしの障害者等に対し昼食を配達するとともに、安否の確認を行います。

#### ◆対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者のみの世帯または、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかと高齢者または中学生以下の児童で構成されている世帯

#### ◆内容

毎日(希望により特定の曜日のみも可)昼食を配達し、安否の確認を行います。

◆負担金 一食につき330円～570円(業者やメニューによって異なる)

#### ◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
尾西庁舎1階窓口課7番窓口  
木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口

電話28-9017(直通)  
電話85-8393(直通)  
電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

### (3) 身体障害者健康診査

常時車いすを使用する在宅の脊髄損傷・脳性麻痺・脳血管障害等による身体障害者に、褥瘡(じょくそう)・変形・膀胱機能障害などの発生を予防するために、健康診査を実施しています。

◆実施時期 毎年10月頃(申し込み9月)

◆受診機関 市民病院、木曾川市民病院

◆診査内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、眼底検査、コレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査、肝機能検査、血糖検査、X線検査など

◆受診料 無料

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

### (4) 緊急連絡通報システム事業

病気や緊急時に、市が委託した業者の受付センターに通報できる機器を貸与して、障害者等の安否の確認と緊急時の迅速な対応をします。

◆対象者 外出困難な重度身体障害者

◆内容

- ・電話回線を保有していない方で、所得税非課税世帯の方には電話回線および緊急通報装置を貸与
- ・電話回線を保有している方には緊急通報装置を貸与

◆負担

設置工事費は原則無料(工事によっては実費負担)  
電話料金は本人負担

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類



◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

(5) 難聴児補聴器購入費等助成金の給付

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入および修理に要する費用の一部の助成を行います。利用者は、原則として費用または基準額の1割の負担が必要ですが、所得に応じて一定の負担上限月額が設定され、これを超える負担はありません。(下表参照)なお、対象者は次の条件をすべて満たす方になります。

- ① 市内に住所を有している18歳未満の方
- ② 両耳の聴力レベルが、70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③ 補聴器の装用が必要と医師に判断された方
- ④ 市民税所得割額46万円以上の方がいない世帯に属する方

補聴器の修理に関して、この制度で購入した補聴器のみが対象となります。耐用年数を経過していない方は、再購入できません。

**購入・修理の前に申請が必要です。**

(ア)対象補聴器

補聴器の種類	基準額に含むもの	基準額
軽度・中等度・高度難聴用ポケット型	① 補聴器本体(電池を含む) ② イヤーモールド	50,600 円
軽度・中等度・高度難聴用耳かけ型	(不要の場合は、基準額から9,000 円を除く)	52,900 円
耳あな型(レディメイド)		96,000 円
耳あな型(オーダーメイド)	① 補聴器本体(電池を含む)	137,000 円
骨導式ポケット型	① 補聴器本体(電池を含む) ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	70,100 円
骨導式眼鏡型	① 補聴器本体(電池を含む) ② 平面レンズ(不要の場合は、基準額から1枚につき、3,600 円を除く)	127,200 円

(イ)利用者の負担

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般	市民税課税世帯の方	37,200円

※世帯の範囲 保護者の属する世帯全員

◆申請に必要なもの

- ・医師の意見書
- ・見積書
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ・課税証明書(課税が市で確認できない場合)

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)	電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

## (6) 福祉タクシー料金助成

身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、戦傷病者手帳または被爆者手帳をお持ちの方が、一宮市と契約するタクシー会社等のタクシーを利用した場合に、そのタクシーの基本料金部分を年間30回まで一宮市で助成するものです。

なお、生活保護世帯・市県民税所得割非課税世帯については、医療機関に通院するなど必要な場合に年間60回を上限とし、利用回数を増やすことができます。

また、普通タクシー【車いすのまま乗車できるタクシーを含む】が利用できない身体障害者の方には、ストレッチャーや特殊な車いす等で乗車できる設備を備えたリフト付福祉タクシー(1回当たり限度額2,700円、年30回)の助成も同様に行っており、年度途中で普通タクシーからリフト付タクシーに、またその逆の券交換も可能です。

タクシーを利用するときは、本人確認のため必ず手帳を提示してください。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳等各種手帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)	電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)

## (7) 市営駐車場等の使用料の減免

身体障害者、重度心身障害者と生計を一にする方、または戦傷病者で自動車税の減免を受けている方が、一宮市長が発行する「特別利用証明書」を携帯し、自動車税の減免対象車で一宮市営駐車場等を利用した場合に普通使用料の額の2分の1に相当する額を減免します。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳等(自動車税の減免の記載がある手帳)

#### ◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
尾西庁舎1階窓口課7番窓口  
木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口

電話28-9017(直通)  
電話85-8393(直通)  
電話84-0006(直通)

#### ◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

### (8) ふれあい収集(P29にも記載有)

毎日の生活から出る家庭ごみ(粗大ごみを除く)を、ごみ集積場所などへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象に、週1回収集職員が訪問し玄関先で一声かけて安否を確認した上で収集を行います。また、収集時対象者に異常があった場合は、緊急連絡先等に連絡を取り対応を図ります。

#### ◆対象世帯

次の世帯に該当する方のうち、自らごみを持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない世帯。

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者のみの世帯または、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかと要介護認定を受けている65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

#### ◆申請に必要なもの

障害者手帳、世帯全員の介護保険被保険者証(コピーでも可)

#### ◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ)  
尾西庁舎1階窓口課7番窓口  
木曾川庁舎1階総務窓口課4番窓口  
各出張所

電話28-9017(直通)  
電話85-8393(直通)  
電話84-0006(直通)

#### ◆問合せ先

一宮市環境センター・収集業務課(収集・指導グループ)  
電話45-7004(直通)・FAX45-0923

## 11 音声での通報が困難な方の119番通報

### (1) Net119緊急通報システム

聴覚・言語機能に障害があり、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等のインターネット(Web)を利用し、音声を用いることなく119番通報ができるシステムです。

#### ◆利用対象者

原則として市内に在住する聴覚・言語機能障害者(身体障害者手帳が交付されている方のほか、音声電話による緊急通報が困難であると消防本部が認めた方)

#### ◆登録方法

利用には、事前に登録が必要です。

ご使用中の携帯通信端末で二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。



二次元コードが読み取れない場合、次のアドレス宛に、空メールを送ってください。

「r. ichinomiya@net119. speecan. jp」

※申請書に必要な事項を入力し提出することも可能です。申請書は、一宮市公式ウェブサイトからダウンロードできます。また、消防本部通信指令課または障害福祉課でも配布しています。

#### ◆問合せ先

消防本部通信指令課 電話72-1191(直通)・FAX71-1192

### (2) ファクス119

ファクスを用いた緊急通報ができます。

通報は局番なしの『119番』です。

「火事」か「救急車」か

住所・氏名・年齢・症状(何が燃えているか)等を記載し送信してください。

※送信用紙は、一宮市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

#### ◆問合せ先

消防本部通信指令課 電話72-1191(直通)・FAX71-1192

## 12 親子通園施設

発達面での支援が必要と感じる乳幼児とその保護者に対して、発達支援と家族支援を行います。一人ひとりの子どもの発達に合わせた支援をすることで生活経験を豊かにしたり、遊びを通して集団生活の基礎を作ったりすることを目的とした施設が市内に4園あります。

### (1) 対象児

ことばや心身の発達がゆっくりで、一宮市に住民登録があり、保護者と通園が可能な小学校就学前までの乳幼児。

### (2) 申し込み

随時、各通園施設で申し込みを受け付けます。

施設名	所在地	定員
はとぼっぼ	真清田1丁目2番30号(スポーツ文化センター内)	10人
チューリップ教室	時之島字杵先8番地1(ふれあいセンターあゆみ内)	10人
すぎの子教室	東五城字南田尾40番地	20人

たけのこ園	木曾川町里小牧字道路寺35番地	30人
-------	-----------------	-----

※児童発達支援を利用するための受給者証が必要となります。

### (3) 利用者負担金

児童福祉法等の規定に基づき算定または準用した額。なお、障害福祉課にて、就学前児童発達支援事業等利用者負担金給付事業(P107(7)(ウ))の支給決定を受けると利用者負担金相当額(食費等実費相当分は除く)が後日給付されます。

なお、3～5歳児については、利用料は無料です。

### (4) 開園時間 午前9時～午後4時

### (5) 児童発達支援の内容

ア. 日常生活における基本的動作の基礎を習得する

イ. 集団生活適応の基礎を作る

ウ. 保護者に対する相談援助

#### ◆問合せ先

##### ①受給者証・利用者負担金については、

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課障害福祉グループ) 電話28-9134(直通)

##### ②上記以外は、

はとぽっぽ(電話25-9622)、チューリップ教室(電話52-0702)

すぎの子教室(電話28-9765)、たけのこ園(電話28-9766) の各施設へ

## 13 児童発達支援センター 一宮市立いずみ学園

浅井町西浅井字式軒家58番地

児童発達支援センターは、発達に遅れや偏りがある子を身近な地域で支援するための施設であり、一人ひとりの特性に合わせた心身の発達の促進および家族支援を図ることを目的としています。

又、発達が気になる子のための相談支援や保育所等訪問支援を行っております。

### (1) 児童発達支援事業

子どもたちが安心して通園でき、毎日が楽しく生き生きと生活できるよう、児童発達支援計画に基づき、一人ひとりの発達に合わせて適切な療育を行っています。

#### ◆入園できる児童

3歳から就学前までの発達に遅れが見られる子で、単独で園に通うことができ、居住する市町村から通所受給者証の交付を受けた幼児

#### ◆利用者負担金

無料

#### ◆開園時間

月～金曜日の午前8時50分～午後4時10分(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

#### ◆入園の申し込み・問合せ先 いずみ学園(電話78-2767)

## (2)療育相談事業

「初めてのことに對して不安が強い」「遊びが次々に移る」「学習にじっくりと取り組めない」「友達付き合いが上手くいかない」など保育園や学校の生活に戸惑っている時に、その子の個性に合わせて対応したり、環境を整えたりすることで、子どもたちが少しずつ生活しやすくなっていきます。その子の個性を大事にしながら子育てができるように、その子に合った生活の仕方や福祉サービスの利用等を専門の相談支援員と一緒に考えていきます。

### ◆相談日時

相談日：月～金曜日（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

開設時間：午前9時～午後4時

### ◆内容

事前予約による個別面談及び電話相談

### ◆問合せ先 こども相談『いずみん』（電話78－3111）

## (3)保育所等訪問支援事業

保育所などを利用中の子どもが、集団生活適応のために専門的な支援を必要とする場合、保護者からの申し出により保育所等訪問支援員が施設に訪問し、その子どもに合わせた児童発達支援計画を作成します。支援計画に基づいて担任と協力し支援をしていきます。なお、この支援を受けるには、保育所等訪問支援に係る通所受給者証が必要となります。

### ◆利用者負担金

児童福祉法の規定に基づき算定した額。なお、障害福祉課にて、就学前児童発達支援事業等利用者負担金給付事業(P107(7)(ウ))の支給決定を受けると利用者負担金相当額が後日給付されます。なお、3～5歳児については、利用料は無料です。

### ◆利用できる日

月～金曜日の午前9時～午後4時（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

### ◆問合せ先 こども相談『いずみん』（電話78－3111）

## (4)障害児相談支援事業

日常の困りごとの対応方法などを一緒に考えていくとともに、子どもや保護者のニーズに寄り添ってその願いを実現させていく方法を考えていきます。障害児支援利用計画を作成し受給者証交付の手続きを相談支援専門員がお手伝いします。

### ◆相談日時

相談日：月～金曜日（祝休日・12月29日～1月3日を除く）

開設時間：午前9時～午後4時

### ◆内容

事前予約による個別面談

### ◆申請場所 こども相談『いずみん』（電話78－3111）

## (5) 地域支援事業(親子であそぼ！わくわくひろば)

1～2歳のお子さんとその保護者の方を対象に気軽に遊びにきていただき、子育ての悩みなどを聞く中で発達の気になるお子さんの早期発見をしたり、情報を提供したりします。

### ◆利用日時

毎月3回(原則月曜日) 午前10時～11時30分

### ◆問合せ先

こども相談『いずみん』(電話78-3111)

## (6) 巡回訪問支援事業

保育所をはじめ地域の事業所を巡回して、在籍している発達の気になるお子さんへの指導について、訪問支援員と支援方法や対応の仕方を一緒に考えていきます。

## 14 発達が気になる子の相談

「初めてのことに對して不安が強い」「遊びが次々に移る」「学習にじっくりと取り組めない」「友達付き合いが上手くいかない」など、発達の気になる子の相談に応じます。

### ◆相談日時

相談日:月～金曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

開設時間:午前9時～午後4時

### ◆内容

事前予約による個別面談

### ◆相談場所

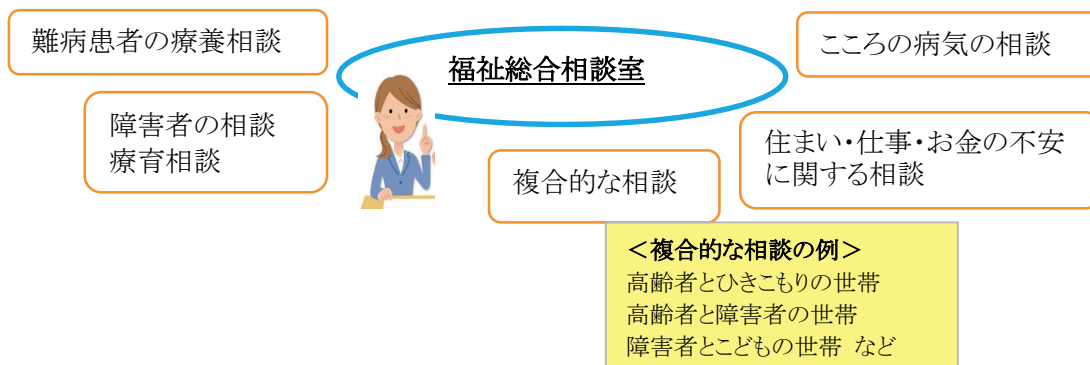
※お住まいの中学校区により相談窓口が異なります

施設名	所在地	電話	担当地区
児童発達支援センター いずみ学園 (こども相談 いずみん)	浅井町西浅井字 式軒家58番地	78-3111	南部、西成、西成東部、丹陽、浅井、千秋の各中学校区
児童発達支援センター まーぶるの森	北方町中島字往 還南2番地5	86-6820	葉栗、北方、今伊勢、奥、木曾川の各中学校区
療育サポートプラザ チャイブ	北丹町2番地	64-6362	北部、中部、大和、大和南、萩原、尾西第一、尾西第二、尾西第三の各中学校区

## 15 福祉総合相談

障害や生活上の悩み等のさまざまな問題を複雑に抱えお困りの方が気軽に相談できるよう、福祉についての相談窓口として相談員が対応します。相談者の悩みや不安を受け止め、関係機関とも連携しながら一人一人に寄り添った支援を進めます。

### ◆相談内容概要



### ◆相談日時

相談日:月～金曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

開設時間:午前8時30分～午後5時15分

### ◆問合せ先

本庁舎2階28番窓口(福祉総務課福祉総合相談室) 電話28-9145(直通)



## 16 障害者福祉施設

一宮市内には、次のような障害者（児）のための施設があります。

(R5.6.1現在)

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
療養介護事業所	一宮医療療育センター	494-0018	富田字流筋1679番地2	62-0002
生活介護事業所	かしの木サポートプラザ	491-0067	北丹町2番地	28-8288
	デイサービスひなたぼっこ	491-0121	島村岩畑41番地	53-3666
	NPO法人デイサービスまごころ	491-0041	文京1丁目4番6号	73-8707
	障害者デイサービスさぼ〜と	491-0908	深坪町32番地2	82-0300
	生活介護とみつか	491-0124	佐千原字椿21番地1	71-3570
	重心型デイサービスぶんと	491-0136	杉山字地藏浦19番地1	27-8064
	かすみ草	491-0014	南小渕字細野1番地	81-3815
	つぐみ	491-0015	大赤見字大島19番地	25-1158
	森のりんご	491-0831	森本5丁目32番地21	52-2097
	ひな小町	491-0101	浅井町尾関字清山25番地	51-3650
	一宮市立いざみ作業所	491-0113	浅井町西浅井字式軒家60番地	51-3005
	一宮市立いざみ第2作業所	491-0113	浅井町西浅井字川田60番地1	78-3368
	一宮市立いざみフレンズ	491-0113	浅井町西浅井字式軒家50番地1	51-2092
	一宮市立いざみ福祉園	491-0113	浅井町西浅井字式軒家47番地	51-4401
	パレット	493-8003	北方町中島字宮浦63番地2	87-6078
	ふれあいサロンさん・さんガーデン	493-8001	北方町北方字内沼257番地1	84-3305
	北方あすなろ作業所	493-8003	北方町中島字往還南2番地25	85-7152
	コスモス	491-0847	大和町宮地花池字中道5番地2	73-0748
	だいち	491-0926	大和町北高井字成道寺21番地1	64-7112
	ステージ	491-0935	大和町福森字馬引境17番1	48-5705
	olu olu (オルオル)	491-0921	妙興寺1丁目1番26	82-1646
	メドタウンシニア倶楽部	491-0201	奥町字宮前44番地1	62-7500
	高齢者生協デイサービスまったり	491-0365	萩原町西御堂字郷西切802番地3	67-5077
	一宮市立はぎわら生活介護センター	491-0363	萩原町東宮重字蓮原48番地	69-2300
	マナスタイル	491-0353	萩原町萩原字替土1303番地1	59-4014
	あすか	491-0805	千秋町一色字東出26番地	75-4680
	あおぞら	491-0815	千秋町塩尻字花ノ木63番地	77-7137
	かしの木の里	494-0018	富田字砂原2147番地	63-3270
	らちえっと	494-0018	富田字砂原2147番地	62-6117
	らでうす	494-0018	富田字砂原2141番地	63-1631
	檜の木園	494-0018	富田字若宮前17番地	62-8202
	檜の木作業所	494-0018	富田字漆畑16番地	61-6055
	リル小信中島	494-0007	小信中島字西九反15-5	82-7410
atto	494-0007	小信中島字東鶴平65番1、65番2	62-7662	
みんなの家	494-0001	開明字三味北46番地1	47-3282	
ライフサポート BOW	494-0001	開明字南井保里21番地2	44-5110	
デイサービスセンター テラス	494-0001	開明字東石亀44番地	52-7770	

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
生活介護事業所	黒田ドリーム作業所	493-0006	木曾川町内割田一の通り12番地1	86-3111
	わかばドリーム作業所	493-0006	木曾川町内割田一の通り12番地3	64-6450
	就労支援 生活介護 虹彩十音	493-0001	木曾川町門間字沼奥85番地2	86-8859
	きそがわ作業所	493-0007	木曾川町外割田字西郷西151番地	86-3763
	ゆうゆう	493-0007	木曾川町外割田字西郷西151番地	86-3763
	第二きそがわ作業所	493-0004	木曾川町玉ノ井字大縄場三ノ切65番地	84-1102
自立訓練(生活訓練)	パン工房 BLACK HOUSE	493-8002	北方町曾根字村前東260番地	82-3315
	多機能型事業所 V a m o s	494-0002	籠屋1丁目12番9号	46-1280
就労移行支援事業所	ジョブステーション	491-0903	八幡2丁目9番15号 小島ビル2階	64-5904
	一宮キャリアセンター	462-0825	栄一丁目10番16号 ウイングズビル2F北号室	71-7797
	ハピネスジョブセンター 一宮	491-0858	栄一丁目10番16号 ウイングズビル6F北	26-1801
	LITALICOワークス尾張一宮	491-0858	栄3丁目6番7号 栄ビルディング8階	28-7601
	パッソー一宮校	491-0858	栄4丁目1番7号 森ビル2階	73-8200
	サクラオアシス平和	491-0905	平和1丁目9番1号 サンローズ平和1階	43-5788
	ステップ	494-0012	明地字上平35番地1	68-1207
就労継続支援(A型)事業所	オーシャン一宮	491-0858	栄1丁目10番16号ウイングズビル4階北室	26-1577
	クリアサポート	491-0859	本町3丁目1番15号	85-8061
	ネクスター	491-0851	大江2丁目8番9号	24-7744
	すまいる工房	491-0917	昭和1丁目3番27号メゾンショワール1階	47-2122
	就労継続支援A型事業所あおぞら	491-0917	昭和一丁目4-15	59-2326
	もも組	491-0871	浅野字寺西80番地3	77-1591
	就労継続支援A型事業所 ゆいまーる	491-0003	春明字西柳原35番地	82-6130
	株式会社 浅井商会	491-0143	浅井町大野字杵先32番地3	78-4343
	とみにー	491-0827	三ツ井2丁目4番18号	77-6577
	トライト	491-0838	猿海道1丁目15番4号	64-9250
	就労継続支援A型事業所のあのはこぶね	491-0838	猿海道1丁目7番3号	85-5103
	ほまれの家一宮店	491-0873	せんい1丁目5番18号	83-1188
	ハートフル・ステーション一宮	491-0353	萩原町萩原字御茶屋1351番地	52-6520
	ほっと&ほっと萩原	491-0353	萩原町萩原字友重25番地	68-2201
	すみれ	494-0006	起字東茜屋81番地1	82-8370
アンサンブル一宮西事業所	494-0007	小信中島字宮前785番地7	52-7291	
就労継続支援(B型)事業所	かしの木サポートプラザ	491-0067	北丹町2番地	28-8288
	モズ	491-0022	両郷町3丁目19-3	64-7431
	ラポール	491-0076	貴船町三丁目18番地1	85-6767
	アライブ	491-0042	松降1丁目2-18松降ビル3F	82-4480
	サクラオアシス本部	491-0905	平和1丁目10-27	45-7135
	就労継続支援B型事業所 あいね	491-0851	大江二丁目9番13号	27-7410
	愛知ITキャリアセンター	491-0851	大江三丁目12番22号一観ビル1階1号	71-3577
	就労継続支援 太陽	491-0845	下川田町1丁目21番1	24-7533
	地球組	491-0024	富士4丁目6番8号	85-6628
	しえる	491-0024	富士1丁目6番地2	26-1775

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
就労継続支援(B型)事業所	虹の丘 わこう	491-0026	和光二丁目4番34号	72-0349
	ハピネス	491-0134	更屋敷字五反畑35番地1	51-7762
	ハミング	491-0002	時之島字妙光寺6-1	85-9096
	つぐみ	491-0015	大赤見字大島19番地	25-1158
	赤見作業所	491-0015	大赤見字柳原29番地1	59-1660
	就労継続支援施設 ゆず	491-0827	丹陽町森本字川向2147番地3	23-8808
	就労継続支援施設 ゆずⅡ	491-0831	森本1丁目18番9号	52-2317
	ぶれんど	491-0821	丹陽町重吉字西高代183番地1	52-7838
	Q&Sあずら	491-0835	あずら3丁目6番8号	58-9050
	ロクザン	491-0835	あずら1丁目3番11号	82-2889
	にじなみPLUS	491-0838	猿海道1丁目4番4号	82-5507
	就労継続支援B型事業所 かえで	491-0838	猿海道1丁目4番4号	85-5677
	エスフェンド	491-0873	せんい二丁目10番6号	85-6497
	就労継続支援B型事業所のあのはこぶね	491-0832	若竹一丁目5番13号	77-3929
	ひな小町	491-0101	浅井町尾関字清山25番地	51-3650
	一宮市立いずみ作業所	491-0113	浅井町西浅井字式軒家60番地	51-3005
	一宮市立いずみ第2作業所	491-0113	浅井町西浅井字川田60番地1	78-3368
	パン工房 BLACK HOUSE	493-8002	北方町曾根字村前東260番地	82-3315
	北方あすなる作業所	493-8003	北方町中島字往還南2番地5	85-7152
	コスモス	491-0847	大和町宮地花池字中道5番地2	73-0748
	おりすと作業所	491-0923	大和町氏永字三反割25番地	44-1288
	ステージ	491-0935	大和町福森字馬引境17番1	48-5705
	コネクター	491-0914	花池1丁目5番21号	52-3577
	ワークスはこぶね	491-0353	萩原町萩原字替土1311番地3	85-6475
	さん・さんギャロップ	491-0364	萩原町中島字番所48番地1	69-3388
	あおぞら	491-0815	千秋町塩尻字花ノ木63番地	77-7137
	UMS	494-0001	開明字畑添42番地4	58-3278
	多機能型事業所V a m o s	494-0002	籠屋一丁目12番9号	46-1280
	Q&Sかいめい	494-0001	開明字東沼9番	82-3158
	からふる工房 びさい	494-0003	三条字四反田2番地1	58-8733
	ステップ	494-0012	明地字上平35番地1	68-1207
	ふたばドリーム作業所	493-0006	木曾川町内割田一の通り11番地1	64-7378
	わかばドリーム作業所	491-0101	木曾川町内割田一の通り12番地3	64-6450
きそがわ作業所	493-0007	木曾川町外割田字西郷西151番地	86-3763	
さん・さん木曾川	493-0001	木曾川町黒田字往還西南ノ切144番地	87-3300	
就労支援 生活介護 虹彩十音	493-0001	木曾川町門間字沼奥85番地2	86-8859	
就労定着支援事業所	LITALICOワークス尾張一宮	491-0858	栄3丁目6番7号 栄ビルディング8階	28-7601
	サクラオアシス平和	491-0905	平和1丁目9番1号 サンローズ平和1階	43-5788
	ステップ	494-0012	明地字上平35番地1	68-1207
医療型障害児入所支援	一宮医療療育センター	494-0018	富田字流筋1679番地2	62-0002
福祉型 児童発達支援センター	福祉型児童発達支援センター 一宮市立いずみ学園	491-0113	浅井町西浅井字式軒家58番地	78-2767

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
福祉型 児童発達支援センター	児童発達支援センター まーぶるの森	493-8003	北方町中島字往還南2番地5	86-6820
児童発達支援事業所	一宮市はとぼっぼ	491-0043	真清田1丁目2番30号	25-9622
	そら豆キッズ	491-0067	北丹町2番地	64-6362
	キッズボンド佐千原	491-0072	中島通5丁目16番地	52-3081
	Child Development Care Ceresyuru	491-0036	桜3丁目5番7号	82-0073
	GROW UP えがお	491-0022	両郷町1丁目1番4号	71-1600
	どんぐり教室一宮	491-0934	大和町荻安賀上西之杵16番	(0587) 53-5176
	チャイルドウィッシュ末広	491-0917	昭和2丁目10番2	82-0912
	マーシーアルテトレーニング	491-0912	新生3丁目6番7号	85-5154
	チャイルドウィッシュ新生	491-0912	新生4丁目3-21 プレジデントモリス102	82-0217
	こどもサポート教室「きらり」一宮校	491-0854	一宮市北園通4丁目14	82-2456
	児童発達支援おんぶ	491-0028	朝日1丁目9-13	59-5129
	デイサービスセンター ひなたぼっこ	491-0121	島村字岩畑41番地	53-3666
	重症心身障がい児デイサービス ころん	491-0868	杉山字地蔵浦19番地2	86-9287
	一宮市チューリップ教室	491-0002	時之島字杵先8番地1	52-0702
	マーシーミュージック	491-0002	時之島字妙光寺6-1	64-8491
	マーシーアート	491-0002	時之島字妙光寺6-1	64-8491
	放課後等デイサービス「そえ樹」	491-0834	島崎1丁目8番9号	76-5777
	トトレレ	491-0837	多加木1丁目16番14号	64-6106
	トトレレ bi	491-0873	せんい1丁目3-13	52-5400
	ハナバコ	491-0828	伝法寺一丁目11番地32 ヴィラージュⅡ1階	77-8220
	たけっこ	491-0113	浅井町西浅井字南山17番地	64-7403
	たけっこJ	491-0113	浅井町西浅井字南山15番地	64-7403
	たけっこS	491-0113	浅井町西浅井字水附9番地	82-3331
	こどもデイサービスsoare	491-0104	浅井町小日比野字札子41番1	82-5801
	ポニー	491-0112	浅井町東浅井字円波31番地2	52-3090
	こどもセンター ひかりの子	491-0934	大和町荻安賀字薬師堂47番地1	85-5857
	児童園 太陽	491-0051	今伊勢町馬寄字西更屋敷5番地	73-3750
	nico	491-0053	今伊勢町本神戸字高野池33-1	27-5757
	キッズボンドいまいせ	491-0057	今伊勢町宮後字西松山39番地	64-5580
	聴覚・ろう重複センター藤	491-0361	萩原町林野字花ノ木17番地1	68-6682
	一宮市すぎの子教室	494-0008	東五城字南田尾40番地	28-9765
	ルック未来びさい	494-0008	東五城字若宮前11番地7	82-0277
	クレヨン	494-0002	籠屋3丁目8番4	82-0922
ピースホームタウン一宮三条	494-0003	三条字田畑55番地1	52-5056	
多機能型事業所ちゅうらうみ	494-0003	三条字田17番地1	52-7330	
児童デイサービス BOW開明 I	494-0001	開明字南井保里21番地	47-7667	
一宮市たけのこ園	493-0005	木曾川町里小牧字道路寺35番地	28-9766	
キッズボンド木曾川	493-0006	木曾川町内割田字南出400番	86-5858	
児童発達支援(重症心身)プレーメン 一宮	493-0001	木曾川町黒田字松山東南ノ切81番地	59-8030	

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
児童発達支援事業所	こどもデイサービスmoana	493-0001	木曾川町黒田字城東19番地3	64-5505
	チャイルドウィッシュみらい	493-0004	木曾川町玉ノ井字四ッ辻西1番地 サンシャトーYUTAKA 103号室	48-5548
放課後等デイサービス事業所	そら豆キッズ	491-0067	北丹町2番地	64-6362
	キッズボンド佐千原	491-0072	中島通5丁目16番地	52-3081
	トレトレサン イースト	491-0059	一宮字西屋敷5番	52-3346
	Child Development Care Ceresyuru	491-0036	桜3丁目5番7号	82-0073
	GROW UP こころ	491-0022	別明町4丁目2の5及び2の6	27-8008
	GROW UP えがお	491-0022	両郷町1丁目1番4号	71-1600
	どんぐり教室一宮	491-0934	大和町荻安賀上西之杵16番	(0587) 53-5176
	チャイルドウィッシュ末広	491-0917	昭和2丁目10番2	82-0912
	マーシーアルテトレーニング	491-0912	新生3丁目6番7号	85-5154
	チャイルドウィッシュ新生	491-0918	新生4丁目3-21 プレジデントモリス102	82-0217
	チャイルドハート東海本店	491-0859	本町4丁目15番3号 サンパーク本町	52-2905
	こどもサポート教室「きらり」一宮校	491-0854	北園通4丁目14	82-2456
	放課後デイサービスまごころレフト	491-0023	赤見4丁目2番4号	25-2667
	放課後デイサービスまごころライト	491-0023	赤見4丁目2番4号	48-5067
	児童園 太陽 木曾川	493-0001	木曾川町黒田字中野黒161番地	86-6061
	デイサービスセンター ひなたぼっこ	491-0121	島村字岩畑41番地	53-3666
	重症心身障がい児デイサービス ぶんと	491-0136	杉山字地藏浦19番地1	27-8064
	重症心身障がい児デイサービス ころん	491-0868	杉山字地藏浦19番地2	86-9287
	マーシーミュージック	491-0002	時之島字妙光寺6-1	64-8491
	マーシーアート	491-0002	時之島字妙光寺6-1	64-8491
	さん・さん時之島	491-0002	時之島字玄曾29番地1	52-3315
	放課後等デイサービス「そえ樹」	491-0834	島崎1丁目8番9号	76-5777
	児童デイサービスBOW一宮	491-0837	多加木1丁目14番7号	28-3288
	児童デイサービスBOW一宮Ⅱ	491-0837	多加木5丁目29番16号	59-8888
	トレトレ	491-0837	多加木1丁目16番14号	64-6106
	グロース水川	491-0837	多加木4丁目30番7号	52-3531
	グロース水川Ⅱ	491-0835	あずら2丁目28番地11 あずら2丁目戸建て1号室	48-5291
	放課後デイサービス 森のパンビ	491-0831	森本4丁目13番12号	85-7517
	森のカンガルー森のぞうさん	491-0831	森本5丁目32番地21	52-2098
	トレトレ サン	491-0838	猿海道2丁目8番9	52-6166
	森のふくろう森のほたる	491-0833	平島2丁目9-15	82-0196
	ハナバコ	491-0828	伝法寺一丁目11番地32 ヴィラージュⅡ1階	77-8220
	デイサービスセンター ひなの花	491-0101	浅井町尾関清山25番地	51-3650
	たけっこ	491-0113	浅井町西浅井字南山17番地	64-7403
	たけっこJ	491-0113	浅井町西浅井字南山15番地	64-7403
	たけっこS	491-0113	浅井町西浅井字水附9番地	82-3331
こどもデイサービスsoare	491-0104	浅井町小日比野字札子41番1	82-5801	
ポニー	491-0112	浅井町東浅井字円波31番地2	52-3090	
児童発達支援センター まーぶるの森	493-8003	北方町中島字往還南2番地5	86-6820	

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
放課後等デイサービス事業所	ふれあいサロン さん・さんガーデン	493-8001	北方町北方字内沼257番地1	84-3305
	ユーブレイス	491-0934	大和町荻安賀字杉山43番地	27-6830
	ココマーレ・一宮花池	491-0914	花池1丁目9-2	52-7511
	olu olu (オルオル)	491-0921	妙興寺1丁目1番26	82-1646
	児童園 太陽	491-0051	今伊勢町馬寄字西更屋敷5番地	73-3750
	マーシーパレット	491-0051	今伊勢町馬寄字福塚前11-1 グローハイム1F号室	82-6005
	nico	491-0053	今伊勢町本神戸字高野池33-1	27-5757
	キッズボンドいまいせ	491-0057	今伊勢町宮後字西松山39番地	64-5580
	聴覚・ろう重複センター藤	491-0361	萩原町林野字花ノ木17番地1	68-6682
	れぐるすII	491-0802	千秋町勝栗字五坊野1番地1	85-8587
	HIDAMARI no KI	494-0007	小信中島字東鶴平63番地2	82-6126
	チャイルドハート東海みらいびさい	494-0007	小信中島字新田前40番地	85-9607
	ルック未来びさい	494-0008	東五城字若宮前11番地7	82-0277
	クレヨン	494-0002	籠屋3丁目8番4	82-0922
	ピースホームタウン一宮三条	494-0003	三条字田畑55番地1	52-5056
	多機能型事業所ちゅうらうみ	494-0003	三条字田17番地1	52-7330
	ココマーレ・尾西	494-0018	富田字渡所147番地1	82-0911
	らむハウス	494-0001	開明字三味北51番地1	85-7444
	児童デイサービス BOW開明I	494-0001	開明字南井保里21番地	47-7667
	児童デイサービス BOW開明II	494-0001	開明字南井保里21番地2	44-5110
	キッズボンド木曾川	493-0006	木曾川町内割田字南出400番	86-5858
	こどもデイサービスmoana	493-0001	木曾川町黒田字城東19番地3	64-5505
	重症心身放課後等デイサービスwaltz	493-0001	一宮市木曾川町黒田字往還西南ノ切15番地	59-8110
	ことだま	493-0001	木曾川町黒田字古城14番5	82-1330
チャイルドハート東海みらいきそがわ	493-0001	木曾川町黒田字城東24番地1 グレース篠木V 1階	85-8592	
保育所等訪問支援事業所	そら豆キッズ	491-0067	北丹町2番地	28-8288
	トトレレ	491-0837	多加木1丁目16番14号	64-6106
	ハナバコ	491-0828	伝法寺一丁目11番地32 ヴィラージュII 1階	77-8220
	福祉型児童発達支援センター 一宮市立いずみ学園	491-0113	浅井町西浅井字式軒家58番地	78-3111
	保育所等訪問支援事業 まーぶるの森	493-8003	北方町中島字往還南2番地5	86-6820
	一宮医療療育センター	494-0018	富田字流筋1679番地2	62-0002
短期入所事業所	あゆみ	491-0001	中町1丁目11番4号	47-6257
	短期入所一宮東印田町	491-0073	東印田町10番3	52-5061
	短期入所一宮向山南	491-0868	向山南2丁目6番22号	82-0677
	短期入所そつ啄	491-0135	光明寺字小路東19番地	53-3130
	ほづみホーム (ほづみの家)	491-0803	千秋町徳積塚本字塚本郷西39番地	77-2004
	あかみホーム	491-0015	大赤見字東出25番地	73-9642
	グランエミシス一宮浅野	491-0871	浅野字外裏26番地	59-9991
	短期入所あじさい大赤見	491-0015	大赤見字鷺目39番1	26-4004
	グループホームいずみ (グループホームいずみ時之島第1)	491-0002	時之島字古薬師27番地9	78-7152
	グループホームいずみ (グループホームいずみ時之島第2)	491-0002	時之島字古薬師27番地9	78-7152

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
短期入所事業所	グランエミシスー宮馬見塚	491-0874	馬見塚字又木15番1	59-8891
	一宮市立いずみ福祉園	491-0113	浅井町西浅井字式軒家47番地	51-4401
	ウエルコートみづほ 障害福祉ショートステイ事業所	491-0101	浅井町尾関字同者163番地2	51-7333
	北方ホーム	493-8001	北方町北方字東本郷下155番地1	86-1716
	ショートステイなないろ	493-8003	北方町中島字往環南2-5	86-6717
	ふれあいサロン さん・さんガーデン短期入所事業所	493-8001	北方町北方字内沼257番地1	84-3305
	ぬくもりホーム	493-8001	北方町北方字勅使182番地	87-5871
	愛厚ホーム一宮苑	491-0934	大和町荻安賀字狭間70番地	44-8300
	はーとぴあ うるる	491-0201	奥町字下口西71番地3	61-5420
	一宮市萩の里 特別養護老人ホーム	491-0363	萩原町東宮重字蓮原36番地1	68-7311
	短期入所事業所くおる	491-0352	萩原町富田方字柳原15番地	82-6210
	ねいろの里 短期入所	491-0364	萩原町中島字浄土寺60番、61番1	25-8558
	あすか	491-0805	千秋町一色字東出26番地	75-4680
	からふる住宅 短期入所	494-0003	三条字四反田2番地3	61-8139
	かしの木の里	494-0018	富田字砂原2147番地	63-3270
	一宮医療療育センター	494-0018	富田字流筋1679番地2	62-0002
	はなももの家	494-0017	祐久字屋敷裏93番地2	85-8820
	グループホームふわふわ小信中島	494-0007	小信中島字西九反15-4	82-1566
	みんなの家 指定短期入所事業所	494-0001	開明三味北46番地1	47-3282
	指定短期入所事業所ノア	494-0001	開明字三味北51番地2	85-8116
	共同生活援助	玉の井ホーム（玉の井第二ホーム）	493-0004	木曾川町玉ノ井字大縄場三ノ切21番地1
玉の井ホーム（玉の井第三ホーム）		493-0004	木曾川町玉ノ井字大縄場三ノ切66番地1	86-5105
木立ホーム（こだち）		491-0847	大和町宮地花池字中道3番地	25-4007
あかみホーム（あかみの家）		491-0015	大赤見字東出25番地	73-9642
あかみホーム（第2あかみの家）		491-0015	大赤見字東出26番地1	73-9642
あかみホーム（第3あかみの家）		491-0015	大赤見字東出27番地	73-9642
あかみホーム（ひだまり）		491-0015	大赤見字東出8番地	71-7556
あかみホーム（第2ひだまり）		491-0015	大赤見字東出7番地	25-2190
あかみホーム（第3ひだまり）		491-0015	大赤見字東出11番地	25-6760
ほづみホーム（ほづみの家）		491-0803	千秋町穂積塚本字塚本郷西39番地	77-2004
ほづみホーム（第2ほづみの家）		491-0805	大赤見字東出23番地1	82-0222
グループホームしおり（しおりA棟）		491-0015	大赤見字東川垂15番地1	82-4061
グループホームしおり（しおりB棟）		491-0015	大赤見字東川垂15番地1	82-4061
グループホームいずみ （グループホームいずみ時之島第1）		491-0002	時之島字古薬師27番地9	78-7152
グループホームいずみ （グループホームいずみ時之島第2）		491-0002	時之島字古薬師27番地9	78-7152
北方ホーム（第二北方ホーム）		493-8001	北方町北方字東本郷下155番地	86-1716
北方ホーム（第三北方ホーム）		493-8001	北方町北方字東本郷下155番地1	86-1716
北方ホーム（第五北方ホーム）		493-8001	北方町北方字東本郷下157番地	86-1716
ぬくもりホーム（勅使ホーム）		493-8001	北方町北方字勅使182番地	87-5871
ぬくもりホーム（わだちホーム）		493-8001	北方町北方字勅使183番地 1階	87-5871
ぬくもりホーム（しづくホーム）		493-8001	北方町北方字勅使183番地 2階	87-5871

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
共同生活援助	なごやかホーム	493-8003	北方町中島字往還南2番地24	86-7237
	玉の井ホーム（玉の井第一ホーム）	493-0004	木曾川町玉ノ井字大縄場三ノ切21番地1	86-7541
	玉の井ホーム（玉の井第二ホーム）	493-0004	木曾川町玉ノ井字大縄場三ノ切21番地1	86-7541
	玉の井ホーム（玉の井第三ホーム）	493-0004	木曾川町玉ノ井字大縄場三ノ切66番地1	86-7541
	GHCかしのき（あやめの家）	494-0017	祐久字屋敷裏93番地1	85-8820
	GHCかしのき（なつめの家）	494-0017	祐久字屋敷裏93番地1	85-8820
	GHCかしのき（はなももの家）	494-0017	祐久字屋敷裏93番地2	85-8820
	GHCかしのき（オリーブの家）	494-0017	祐久字屋敷裏94番地	85-8820
	GHCかしのき（さつきの家）	494-0017	祐久字九百坪97番地	85-8820
	GHCかしのき（かえでの家）	494-0017	祐久字九百坪97番地	85-8820
	GHCかしのき（はすみの家）	494-0019	蓮池字郷東24番地1	85-8820
	GHCかしのき（かりんの家）	494-0006	起字西生出91番地7	85-8820
	GHCかしのき（ふくぎの家）	494-0004	北今字林一ノ切2391番地3	85-8820
	GHCかしのき（こぶしの家）	494-0001	開明字西石亀43番地5	85-8820
	GHCかしのき（けやきの家）	491-0376	萩原町串作字女郎花1647番地1 NEXUS萩原A棟102号	85-8820
	GHCかしのき（ポプラの家）	491-0376	萩原町串作字女郎花1647番地1 NEXUS萩原A棟103号	85-8820
	GHCかしのき（あおきの家）	491-0376	萩原町串作字女郎花1580番地1	85-8820
	GHCかしのき（みずきの家）	491-0376	萩原町串作字女郎花1616番地3	85-8820
	GHCかしのき（あざみの家）	494-0002	籠屋4丁目9番地40	85-8820
	あゆみ（あゆみ）	491-0001	中町1丁目11番4号	47-6257
	デイズグループホーム一宮中町	491-0001	中町1丁目4番地1	44-0700
	デイズグループホーム木曾川町黒田	493-0001	木曾川町黒田字北沼31-8	44-0700
	デイズグループホーム一宮大志	491-0852	大志1丁目7-14	44-0700
	UMS（UMS）	494-0001	開明字畑添42番地4	58-3278
	UMS（UMS next）	494-0001	開明字乾土1番地 ジーオー尾西マンション407号室	58-3278
	UMS（UMS plus）	494-0001	開明字畑添40番地1	58-3278
	UMS（UMS try）	494-0001	開明字畑添41番地1	58-3278
	ケアホーム・ノア （ケアホーム・ノア）	494-0001	開明字三味北51番地1	(070) 6414-3946
	ケアホーム・ノア （グループホーム・ノア）	494-0001	開明字三味北51番地2	(070) 6414-3946
	からふる住宅 （からふる住宅 奥町）	491-0201	奥町字芝原28番地8	61-8139
	からふる住宅 （からふる住宅 小信中島）	494-0007	小信中島郷東55番地5	61-8139
	からふる住宅 （からふる住宅 三条1）	494-0003	三条字四反田2番地3	61-8139
	からふる住宅 （からふる住宅 三条2）	494-0003	三条字四反田2番地3	61-8139
	からふる住宅 （からふる住宅 開明）	494-0001	開明字流3番地9	61-8139
	ラッコの和（TSUNAGU）	494-0002	籠屋三丁目14番7	82-5585
	ラッコの和（RAKUTARO）	494-0002	籠屋三丁目14番7	82-5585
	そつ啄の会 浜町 （そつ啄の会 浜町）	491-0034	浜町6丁目7番地 ライオンズマンション一 宮ブライトマークス301号	53-3130
	そつ啄の会 浜町 （そつ啄の会 光明寺）	491-0135	光明寺字小路東19番地	53-3130
	グループホームゆめゆめ （グループホームゆめゆめ）	491-0873	せんい1丁目2番地10	83-0440
	グループホームゆめゆめ （グループホームゆめゆめ多加木）	491-0837	多加木3丁目1番地24	83-0440
	（グループホームゆめゆめ多加木） グループホームゆめゆめサテライト I	491-0914	花池1丁目4-25ベルビュー花池10 3号	070-1556-6917



施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
共同生活援助	(グループホームゆめゆめせんい) グループホームゆめゆめサテライトⅢ	491-0862	緑5-2-12レオパレス緑202号室	82-0790
	グループホーム さくら (グループホーム さくら-I)	491-0827	丹陽町森本字川向2147番地1	23-8807
	グループホーム さくら (グループホーム さくら-II)	491-0827	丹陽町森本字川向2147番地1	23-8807
	(グループホーム さくらI) グループホームさくらIサテライト1	491-0843	柳戸町1丁目42 ツリービレッジ202号	23-8807
	グループホーム あずき (グループホーム あずき-I)	491-0827	丹陽町森本字川向2148番地1	23-8807
	グループホーム あずき (グループホーム あずき-II)	491-0827	丹陽町森本字川向2148番地1	23-8807
	グループホーム さくら・あずきⅡ (グループホーム さくらⅡ-1)	491-0831	森本1丁目18番10号1階	85-5677
	グループホーム さくら・あずきⅡ (グループホーム さくらⅡ-2)	491-0831	森本1丁目18番10号2階	85-5677
	グループホーム さくら・あずきⅡ (グループホーム あずきⅡ-1)	491-0831	森本1丁目18番11号1階	85-5677
	グループホーム さくら・あずきⅡ (グループホーム あずきⅡ-2)	491-0831	森本1丁目18番11号2階	85-5677
	ゆうみのいえ	491-0831	森本1丁目25-2	58-8403
	セブンデイズたかぎ 1F	491-0837	多加木3丁目12-19サンライズマンション セブン1F	(050) 5865-0466
	セブンデイズたかぎ 3F	491-0837	多加木3丁目12-19サンライズマンション セブン3F	(050) 5865-0466
	さん・さん木曾川の家(北方の家)	493-8001	北方町北方字内沼257番地5	84-3305
	さん・さん木曾川の家(わいわい)	493-0001	木曾川町黒田字往還西南ノ切178番地 サンハウス木曾川Ⅱ1C	84-3305
	さん・さん木曾川の家(にこにこ)	491-0042	木曾川町黒田字往還西南ノ切178番地 サンハウス木曾川Ⅱ4B	84-3305
	さん・さん木曾川の家(1A)	493-0001	木曾川町黒田字往還西南ノ切178番地 サンハウス木曾川ⅡA	84-3305
	第2じもくじ(いちのみや)	491-0201	奥町字堤下一117番地1	85-7401
	はーとびあ うるる (はーとびあ うるる)	491-0201	奥町字下口西71番地3	61-5420
	NOIE OKUCHO (NOIE OKUCHO)	491-0201	奥町字川崎22番地	61-2040
	グループホームくおる	491-0352	萩原町富田方字柳原15番地 1階	82-6210
	グループホームくおるⅡ	491-0352	萩原町富田方字柳原15番地 2階	82-6210
	こより両郷(両郷 A棟 A)	491-0022	両郷町3丁目19番地3	64-9671
	こより両郷(両郷 A棟 B)	491-0022	両郷町3丁目19番地3	64-9671
	こより両郷(両郷 B棟 A)	491-0022	両郷町3丁目19番地3	64-9671
	こより両郷(両郷 B棟 B)	491-0022	両郷町3丁目19番地3	64-9671
	こより大江(大江 北棟 1階)	491-0851	大江2丁目5番25号	52-5003
	こより大江(大江 北棟 2階)	491-0851	大江2丁目5番25号	52-5003
	こより大江(大江 南棟 1階)	491-0851	大江2丁目5番25号	52-5003
	こより大江(大江 南棟 1階)	491-0851	大江2丁目5番25号	52-5003
	グループホームsymphony一宮	491-0837	多加木4丁目22番21	24-0603
	グループホームTK (グループホームTKすこやか)	491-0026	和光2丁目11番17号	58-3087
	グループホームTK (グループホームTKまごころ)	491-0026	音羽2丁目8番25号	58-3087
	ソーシャルインクルーホーム 一宮向山南	491-0868	向山南2丁目6番22号	82-0677
	ソーシャルインクルーホーム 一宮向山南Ⅱ	491-0868	向山南2丁目6番22号 2階	82-0677
	ソーシャルインクルーホーム 一宮東印田町	491-0073	東印田町10番3	52-5061
	るるホーム	491-0004	定水寺字郷内37番地1	82-8844
	るるホーム(るるサテライト赤見)	491-0023	赤見1丁目5番地8	82-8844
	こだまのいえ高畑	491-0004	高畑町2丁目3番3号	27-5769
	こだまのいえ一宮奥町	491-0201	奥町芝原21番5	(052) 911-5050
	こだまのいえ一宮今伊勢	491-0057	今伊勢町宮後字宮代22-5	(052) 911-5050

施設区分		施設名	郵便番号	所在地	電話		
共同生活援助		こだまのいえ 一宮奥町Ⅱ	491-0201	奥町字宮前29番地3	(0568) 24-0603		
		こだまのいえ内割田	493-0006	木曾川町内割田祭勝315番地8	27-6522		
		canvas玉ノ井	493-0004	木曾川町玉ノ井字俣江田182番地	64-5807		
		カルムあざい	491-0104	浅井町小日比野字大塚10番地1	82-2889		
		ねいろの里 (ねいろの里Ⅰ)	491-0364	萩原町中島字浄土寺60番、61番1	82-8558		
		ねいろの里 (ねいろの里Ⅱ)	491-0364	萩原町中島字浄土寺60番、61番1	82-8558		
		グループホームふわふわ小信中島 (グループホームふわふわ小信中島A)	494-0007	小信中島字西九反15-4	82-1566		
		グループホームふわふわ小信中島 (グループホームふわふわ小信中島B)	494-0008	小信中島字西九反15-4 2階	82-1567		
		障害者グループホームあじさい大赤見 (障害者グループホームあじさい大赤見A棟)	491-0015	大赤見字鷲目39番1	26-4004		
		グランエミシスー宮浅野 (グランエミ シスー宮浅野A)	491-0871	浅野字外裏26番地 2階	59-9991		
		グランエミシスー宮馬見塚 (グランエ ミシスー宮馬見塚A)	491-0874	馬見塚字又木15番1 1階	59-8891		
		グランエミシスー宮馬見塚 (グランエ ミシスー宮馬見塚B)	491-0874	馬見塚字又木15番1 2階	59-8891		
		アカリス障害福祉事業所 (みらいのた ねいちのみや)	491-0046	天王一丁目2番地24	48-5127		
福祉ホーム		サンライズ	491-0847	大和町宮地花池字中道9番地39	73-3421		
施設入所支援		一宮市立いづみ福祉園	491-0113	浅井町西浅井字式軒家47番地	51-4401		
		あすか	491-0805	千秋町一色字東出26番地	75-4680		
		かしの木の里	494-0018	富田字砂原2147番地	63-3270		
相談支援事業所	移行	特定	障害児	一宮市障害者相談支援センター ゆんたく	491-0931	大和町馬引字郷裏42番地	64-5882
	移行	特定	障害児	障害者相談支援事業所やすらぎ	491-0201	奥町字下口西72番地1	83-0881
	移行	特定	障害児	相談支援センターあすか	491-0805	千秋町一色字東出16番地	81-7260
	移行	特定	障害児	相談支援センターピース	491-0935	大和町福森字馬引境17番1	46-5009
	移行	特定	障害児	いちのみや指定相談支援事業所	494-8601	東五城字備前12番地	62-8678
	移行	特定	障害児	相談支援センター夢うさぎ	493-0007	木曾川町外割田字西郷西151番地	86-4003
		特定	障害児	尾張いちのみや相談支援センター	491-0852	大志1丁目5番5 モアグレース大志1101	24-8840
		特定	障害児	ほくと相談支援センター	491-0123	富塚字山寺27番地	51-4912
		特定	障害児	ほのぼの相談支援事業所	491-0005	西大海道字下宮22番地	82-8331
		特定	障害児	特定相談支援センターそつ啄	491-0123	富塚字寸畑4番地	71-3570
		特定	障害児	一宮市いづみ相談支援事業所	491-0113	浅井町西浅井字式軒家60番地	51-1388
		特定	障害児	福祉型児童発達支援センター 一宮市立いづみ学園	491-0113	浅井町西浅井字式軒家58番地	78-2767
		特定	障害児	相談支援 たけっこ	491-0113	浅井町西浅井字南山17番地	64-7402
		特定	障害児	地域支援センター さん・さんガーデン	493-8002	北方町北方字内沼257番地1	87-5383
		特定	障害児	相談支援センターつながり	493-8003	北方町中島字住還南2番地5	86-6665
		特定	障害児	こどもセンター ひかりの子	491-0934	大和町荏安賀字薬師堂47番地1	85-7227
		特定	障害児	いーち相談支援事業所	491-0847	大和町宮地花池字楼光寺37番地	52-3119
		特定	障害児	ピース	491-0935	大和町福森字馬引境17番1	48-5644
		特定	障害児	木漏れ日相談支援センター	491-0351	萩原町花井方字西天神28番地5	85-5353
		特定	障害児	リーベン相談支援事業所	494-0002	開明字南井保里31番地1	64-6403
	特定	障害児	ゆいまーる相談支援事業所	494-0003	三条字田17番地1	52-7330	
地域活動支援センター		地域活動支援センターもみじ	491-0922	大和町妙興寺字柳坪34番地3	52-7178		
地域活動支援センター		地域活動支援センターきらり	491-0914	花池1丁目4-19	43-6567		
日中一時支援事業所		かしの木サポートプラザ	491-0067	北丹町2番地	28-8288		

施設区分	施設名	郵便番号	所在地	電話
日中一時支援事業所	デイサービスセンター ひなたぼっこ	491-0121	島村字岩畑41番地	53-3666
	デイサービス マーレー宮	491-0837	多加木1丁目14番3号	28-3288
	一宮市立いずみ福祉園	491-0113	浅井町西浅井字式軒家47番地	51-4401
	一宮市立いずみ作業所	491-0113	浅井町西浅井字式軒家60番地	51-3005
	一宮市立いずみ第2作業所	491-0113	浅井町西浅井字川田60番地1	78-3368
	一宮市立いずみフレンズ	491-0113	浅井町西浅井字式軒家50番地1	51-2092
	たけっこJ	491-0113	浅井町西浅井字南山15番地	64-7403
	ふれあいサロンさん・さんガーデン	493-8001	北方町北方字内沼257番地1	84-3305
	ショートステイなないろ	493-8003	北方町中島字往還南2番地5	86-6717
	あおぞら	491-0815	千秋町塩尻字花ノ木63番地	77-7137
	あすか	491-0805	千秋町一色字東出26番地	75-4680
	檜の木作業所	494-0018	富田字漆畑16番地	61-6055
	かしの木の里	494-0018	富田字砂原2147番地	63-3270
	らちえっと	494-0018	富田字砂原2147番地	63-2111
	らでうす	494-0018	富田字砂原2141番地	63-1631
	檜の木園	494-0018	富田字若宮前17番地	62-8202
	ステップ	494-0012	明地字上平35番地1	68-1207
	デイサービス 希望	494-0001	開明字南井保里21番地	47-7667
	指定短期入所事業所みんなの家	494-0001	開明字三味北46番地 1	47-3282
	ふたばドリーム作業所	493-0006	木曾川町内割田一の通り11番地1	64-7378

※相談支援事業所の区分に関する説明は、以下のとおり

- 【移行】…地域移行支援 「施設・病院等から地域へ」を相談・支援する。
- 【定着】…地域定着支援 居宅で1人暮らしをしている方に対して、夜間等も含む緊急時における連絡・相談に応じる。
- 【特定】…障害者等に対して、一般相談に合わせてサービス利用計画等を作成する。
- 【障害児】…障害児に対して、一般相談に合わせてサービス利用計画等を作成する。

## 17 障害者に関するマークの紹介

障害のある方に関するマークには、次のようなものがあります。マークを見かけた場合は、皆様にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

障害者に関するマーク	内 容
	<p>聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを表示している車に幅寄せや割り込みをした運転者は、道路交通法の規定により罰せられることになります。このマークの表示については、義務となっています。</p>
	<p>身体障害者標識(身体障害者マーク)</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識(障害者マーク)で、危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークを表示している車に幅寄せや割り込みをした運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示については、努力義務となっています。</p>
	<p>聴覚障害者シンボルマーク</p> <p>聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、公的機関を利用するときは、ラベルを申請書、預金通帳、診察券などに貼り、胸にはネームプレートを付けます。</p>
	<p>オストメイトマーク</p> <p>人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>
	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。 ※この表示のある駐車場については、一般の方はご利用を控えてください。</p>

障害者に関するマーク	内 容
	<p>視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p> <p>「身体内部に障害のある方」を表しています。          身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能) に障害のある方は外見から分りにくいため、様々な誤解を受けることがあります。          内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。          このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。          ※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。</p>
	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。          身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。          「身体障害者補助犬法」が平成14年10月に施行され、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。          補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。          お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。</p>
	<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p> <p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。          白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。          ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。</p>
	<p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。          ※ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>

## 18 日常生活自立支援事業（P47にも記載有）

判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用手続きや金銭管理などに不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりを行い、地域で自立した生活が送れるように支援します。

### ◆対象者

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方

### ◆援助の主な内容

#### ・福祉サービスの利用援助

さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供や利用料の支払い手続き、福祉サービス利用に関する苦情解決制度の利用手続きなどをお手伝いします。

#### ・日常的な金銭管理サービス

公共料金や医療費、税金などの支払い手続きと生活に必要な預貯金の出し入れをお手伝いします。

#### ・書類などの預かりサービス

銀行の貸金庫などで通帳や証書、実印などの大切な書類をお預かりします。

### ◆利用料

1回1,200円（生活保護受給者は無料）

書類などの預かりサービスを利用する場合は月額250円

※ただし、書類などの預かりサービスのみの利用はできません。

### ◆問合せ先

社会福祉協議会本部（地域福祉グループ） 電話85-7024

## 19 心身障害者医療費の助成

心身障害者の健康保持を図るため、医療費の自己負担分を助成しています。

### ◆対象者

一宮市に居住する健康保険加入者で、次のいずれかに該当する方

(1) 1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの65歳未満の方

(2) 腎臓機能障害4級又は進行性筋萎縮症4級から6級までの身体障害者手帳をお持ちの75歳未満の方

- (3) 療育手帳をお持ちの方  
(ただし、A判定は65歳未満の方、B判定は75歳未満の方)
- (4) 自閉症状群と診断された75歳未満の方

#### ◆受給者証の交付

##### 申請方法

次のものをご持参の上、申請してください。  
申請により「**㊦**心身障害者医療費受給者証」を交付します。

#### ◆申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②身体障害者手帳等の上記対象者であることを明らかなとするもの
- ③窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

#### 【受給者証の使い方】

##### ◆県内の医療機関を受診される時

「健康保険証」と「**㊦**心身障害者医療費受給者証」を医療機関に提示してください。  
保険診療分については自己負担なしで受診できます。  
なお「**㊦**心身障害者医療費受給者証」だけでは受診できません。

##### ◆県外の医療機関を受診される時

「**㊦**心身障害者医療費受給者証」は使用できませんので、「健康保険証」だけで受診してください。保険診療分の自己負担額を払い戻します。  
医療機関の窓口では、医療費をお支払いいただき、受診された月の翌月以降に市の窓口で払戻しの手続きをしてください。

#### 【払戻しについて】

##### ◆必要なもの

- ①健康保険証
- ②**㊦**心身障害者医療費受給者証
- ③預貯金通帳
- ④明細のある領収書  
(受診日・受診者氏名・保険診療点数等が記入してあるもの)
- ⑤高額療養費・家族療養費附加金等の支給決定通知書(該当する方のみ)
- ⑥限度額適用認定証(該当する方のみ)
- ⑦その他の医療費受給者証等(特定医療(指定難病)受給者証など)  
(該当する方のみ)
- ⑧窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

## 【加入医療保険・受給者の氏名などが変更になったときは】

加入医療保険・氏名・住所の変更、受給者が死亡・転出のときは手続きが必要です。

### ◆手続きに必要なもの

- ①健康保険証
- ②㊦心身障害者医療費受給者証
- ③窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

### ◆申請場所

本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)  
尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392(直通)  
木曾川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006(直通)  
各出張所(ただし、受給者証の交付申請はできません)

### ◆問合せ先

本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)



## 20 精神障害者医療費の助成

精神障害者の精神障害者の健康保持を図るため、医療費の自己負担分を助成しています。

### (1) 通院医療費

#### ◆対象者

一宮市に居住する健康保険加入者で、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの75歳未満の方

#### ◆受給者証の交付

##### 申請方法

次のものをご持参の上、申請してください。

申請により「㊦心身障害者医療費受給者証」を交付します。



◆申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ③自立支援医療受給者証(精神通院)

※ 自立支援医療受給者証については、有効期限が切れる前に障害福祉課、尾西庁舎窓口課・木曾川庁舎総務窓口課で再認定の手続きをしてください。再認定に必要なものはP110をご覧ください。

◆申請場所

P148の『◆申請場所』をご覧ください。

【受給者証の使い方】

◆県内の本人指定の医療機関を受診される時

「健康保険証」「自立支援医療受給者証(精神通院)」と「㊦ 障害者医療費受給者証」を医療機関に提示してください。精神通院に係る保険診療分については自己負担なしで受診できます。

なお「㊦ 障害者医療費受給者証」だけでは受診できません。

◆県外の本人指定の医療機関を受診される時

「㊦ 障害者医療費受給者証」は使用できませんので、「健康保険証」と「自立支援医療受給者証(精神通院)」で受診してください。精神通院に係る保険診療分の自己負担額を払い戻します。

医療機関の窓口では、医療費をお支払いいただき、受診された月の翌月以降に市の窓口で払戻しの手続きをしてください。

なお、必ず医療機関で、「自己負担上限額管理票」を記入してもらってください。

【払戻しについて】

◆必要なもの

- ①健康保険証
- ②自立支援医療受給者証(精神通院)
- ③自己負担上限額管理票
- ④㊦ 障害者医療費受給者証
- ⑤預貯金通帳
- ⑥明細のある領収書(受診日・受診者氏名・保険診療点数等が記入しており、負担割合が1割となっているもの)
- ⑦窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

(2) 入・通院医療費

◆対象者

一宮市に居住する健康保険加入者で、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの65歳未満の方

## ◆受給者証の交付

### 申請方法

次のものをご持参の上、申請してください。

申請により「㊦心身障害者医療費受給者証」を交付します。

## ◆申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類
- ③精神障害者保健福祉手帳

## ◆申請場所

P148の『◆申請場所』をご覧ください。

## 【受給者証の使い方】

### ◆県内の医療機関を受診されるとき

「健康保険証」と「㊦心身障害者医療費受給者証」を医療機関に提示してください。  
保険診療分については自己負担なしで受診できます。

なお「㊦心身障害者医療費受給者証」だけでは受診できません。

### ◆県外の医療機関を受診されるとき

「㊦心身障害者医療費受給者証」は使用できませんので、「健康保険証」だけで受診してください。保険診療分の自己負担額を払い戻します。

医療機関の窓口では、医療費をお支払いいただき、受診された月の翌月以降に、市の窓口で払戻しの手続きをしてください。

## 【払戻しについて】

### ◆必要なもの

- ①健康保険証
- ②㊦心身障害者医療費受給者証
- ③預貯金通帳
- ④明細のある領収書  
(受診日・受診者氏名・保険診療点数等が記入してあるもの)
- ⑤高額療養費・家族療養費附加金等の支給決定通知書(該当する方のみ)
- ⑥限度額適用認定証(該当する方のみ)
- ⑦その他の医療費受給者証等(特定医療(指定難病)受給者証など)  
(該当する方のみ)
- ⑧窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

## 【加入医療保険・受給者の氏名などが変更になったときは】

加入医療保険・氏名・住所の変更、受給者が死亡・転出のときは手続きが必要です。

### ◆手続きに必要なもの

- ①健康保険証
- ②「㊦ 障害者医療費受給者証」又は、「㊦心身障害者医療費受給者証」
- ③窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

#### ◆申請場所

本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)  
尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392(直通)  
木曾川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006(直通)  
各出張所(ただし、受給者証の交付申請はできません)

#### ◆問合せ先

本庁舎1階16・17番窓口(保険年金課福祉医療グループ) 電話28-9013(直通)

## 21 障害者のための年金制度

### (1) 障害基礎年金

国民年金の加入者等が加入中の病気やけがが原因で障害者になった場合に支給される年金です。

#### ◆受給要件

- 1.国民年金の被保険者期間中に初診日(初めて医師の診断を受けた日)のある病気やけがが原因で障害者となったとき。20歳に達する前に初診日がある場合や60歳から65歳未満の間に初診日がある場合(ただし、該当者が日本に在住で老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていないことが条件)も該当します。
- 2.障害の程度が国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していること。  
(障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なる基準となります。)
- 3.初診日の前々月までの加入期間に、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。または、初診日が令和8年3月31日までである場合は、初診日の前々月までの1年間に滞納がないこと。いずれの場合も初診日より前に保険料を納めていることが必要です。  
※初診日が20歳に達する前にある場合は、保険料の納付についての受給要件はありません。ただし受給権者の前年の所得が一定額以上の場合、全額または半額が支給停止されます。

#### ◆障害の認定

「国民年金障害基礎年金請求書」を、市町村窓口を通じて年金事務所に提出します。その後、日本年金機構が内容を審査し、障害の程度が1級か2級に該当すると認定すれば障害基礎年金を受給できます。

#### ◆支給時期

障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日か、それ以前で症状が固定したと認められた日)の翌月か申請月の翌月から支給されます。

#### ◆年金額(令和5年4月現在)

- ・1級:993,750円(月額 82,812円)
- ・2級:795,000円(月額 66,250円)

また、障害基礎年金の受給権を得た当時、受給権者によって生計を維持されている子(18歳到達年度の末日までにある子、または、1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子)があるときは、次の額が加算されます。

※子の加算 1人目・2人目 1人につき 228,700円  
3人目以降 1人につき 76,200円

平成23年4月から子の加算額の対象者は、障害基礎年金の受給権が発生した日の翌日以降に生計を維持することになった子も対象者となりました。

#### ◆申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・診断書(レントゲンフィルム等が必要な場合あり)
- ・初診日証明書
- ・病歴状況申立書

#### ◆20歳前障害基礎年金受給のための所得(前年)制限基準(令和5年4月現在)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
全額支給停止	4,721,000円	5,101,000円	5,481,000円	5,861,000円	6,241,000円	6,621,000円
一部支給停止	3,704,000円	4,084,000円	4,464,000円	4,844,000円	5,224,000円	5,604,000円

扶養親族等に老人控除対象配偶者・老人扶養親族がいる場合は一人につき10万円、特定扶養親族(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族を含む)がいる場合は一人につき25万円を加えた額とします。

表中の所得金額は一定の控除後のもので収入額とは異なります。なお基準額は毎年8月に改定されます。

#### ◆申請場所

本庁舎1階22・23番窓口(保険年金課国民年金グループ) 電話28-9014(直通)  
尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392(直通)  
木曽川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006(直通)

#### ◆問合せ先

本庁舎1階22・23番窓口(保険年金課国民年金グループ) 電話28-9014(直通)

## (2) 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入中の病気やけがが原因で障害者になった場合に障害厚生年金が支給されます。また、障害手当金は障害年金を受けるより軽い程度の障害を受けた場合に一時金として支給されるものです。

#### ◆受給要件(障害厚生年金)

- 1.初診日において厚生年金保険の被保険者である(あった)こと。
- 2.障害の程度が国民年金の障害等級表の1級・2級または厚生年金の障害等級表の3級に該当していること。(身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なる基準となります。)

3.初診日の前々月までの加入期間に、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。または、初診日が令和8年3月31日までである場合は、初診日の前々月までの1年間に滞納がないこと。いずれの場合も初診日より前の納付が必要です。

#### ◆受給要件(障害手当金)

- 1.初診日において厚生年金保険の被保険者である(あった)こと。
- 2.初診日から5年以内に治り、その治った日の障害の程度が一定以上であること。
- 3.初診日の前々月までの加入期間に、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。または、初診日が令和8年3月31日までである場合は、初診日の前々月までの1年間に滞納がないこと。いずれの場合も初診日より前に保険料を納付していることが必要です。

#### ◆障害の認定

「障害年金請求書」を年金事務所に提出し、日本年金機構が内容を審査します。審査の結果、障害の程度が3級以上に該当すると認定されれば受給できます。

#### ◆支給時期

障害が認定された日の翌月か申請月の翌月から支給されます。

#### ◆年金・手当額(令和5年4月現在)

1 級 : (報酬比例の年金額) × 1.25 + (配偶者の加給年金額) + 障害基礎年金

2 級 : (報酬比例の年金額) + (配偶者の加給年金額) + 障害基礎年金

3 級 : (報酬比例の年金額)  
(596,300円に満たないときは596,300円)

障害手当金 : (障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときに一時金として支給)

#### ◆申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・診断書(レントゲンフィルム等が必要な場合あり)
- ・初診日証明書
- ・病歴・就労状況等申立書

#### ◆申請場所・問合せ先

一宮年金事務所 電話45-1418

### (3) 特別障害給付金

過去の年金制度で会社員等(第2号被保険者)の配偶者や学生の方は国民年金制度への加入が任意とされていましたが、その当時に未加入で障害者になった方は障害基礎年金を受給できません。

特別障害給付金制度はその方を対象に給付金を支給する制度です。

#### ◆受給要件

1. 次の①または②の期間中に国民年金に未加入であった方で、その期間に初診日（初めて医師の診断を受けた日）のある病気やけがが原因で現在、障害者となっていること。

①平成3年3月以前に大学生等であった期間

②昭和61年3月以前に被用者年金（厚生年金、共済年金等）加入者の配偶者及び被用者年金受給者（受給資格を満たす者を含む。）の配偶者であった期間

2. 障害の程度が国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していること（身体障害者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なる基準となります）

#### ◆障害の認定

「特別障害給付金請求書」を、市町村窓口を通じて年金事務所に提出し、そこで初診日等の要件を満たしているかどうかや障害の程度が1級か2級に該当する状態にあるかどうかを審査します。その結果、認定されれば受給できます。

#### ◆申請時期

65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までに行う必要があります。

#### ◆支給時期

申請月の翌月から支給されます。

#### ◆給付額（令和5年4月現在）

・障害等級1級 月額53,650円

・障害等級2級 月額42,920円

※一定以上の所得がある場合や、老齢年金等を受給している場合は支給が制限されます。また、給付金を受給すると経過的福祉手当は支給停止されます。

#### ◆申請場所

本庁舎1階22・23番窓口（保険年金課国民年金グループ）電話28-9014（直通）

尾西庁舎1階窓口課6番窓口 電話85-8392（直通）

木曾川庁舎1階総務窓口課3番窓口 電話84-0006（直通）

#### ◆問合せ先

本庁舎1階22・23番窓口（保険年金課国民年金グループ）電話28-9014（直通）

## 22 ボランティアセンター事業

### （1）声の広報「ふれあい」の発行

視覚障害者の方に市広報などの内容をテープまたはCD-Rに吹き込み、自宅まで送付します。

#### ◆対象

市内在住の視覚障害1・2級の手帳所持者で希望する方

◆申込方法

身体障害者手帳を持参のうえ来所されるか、電話連絡後、手帳のコピーを送付してください。

◆問合せ先

社会福祉協議会本部(地域福祉グループ) 電話85-7024

(2) おもちゃ図書館の開設(P97にも記載有)

障害児と健常児の出会いとふれあいの機会を提供し、情緒、知的能力を育む場として開設しています。

◆対象

就学前の乳幼児とその保護者

◆会場・開館日・時間

名 称	おもちゃの城	なかよし
会 場	ふれあいセンター「めぐみ」内 (浅井町前野字西藪34番地) 電話(0586)52-0801	ふれあいセンター「なごみ」内 (丹陽町重吉字北屋敷380番地) 電話(0586)76-1260
開館日	火・水・金曜日、第2・4土曜日 (ただし第2・4土曜日は障害児のみ 対象)	月・木・金曜日、第1・3土曜日 (ただし第1・3土曜日は障害児のみ 対象)
時 間	10:00~14:00	10:00~14:00

◆問合せ先

社会福祉協議会本部(地域福祉グループ) 電話85-7024